

令和4年 朝日村議会

6月定例会会議録

令和4年 6月7日 開会

令和4年 6月17日 閉会

朝 日 村 議 会

令和4年朝日村議会6月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○発委第4号並びに報告第1号から報告第3号並びに承認第6号及び議案第44号から議案第51号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	11
○発委第4号の質疑、討論、採決	12
○散 会	12
○署名議員	13

第 2 号 (6月14日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15

○事務局職員出席者	1 5
○開 議	1 6
○議事日程の報告	1 6
○会議録署名議員の指名	1 6
○諸般の報告	1 6
○請願・陳情の報告	1 7
○一般質問	1 7
高 橋 廣 美 君	1 7
林 邦 宏 君	2 3
中 村 文 映 君	3 2
齊 藤 勝 則 君	4 6
小 林 弘 之 君	6 1
塩 原 智 恵 美 君	7 2
羽 多 野 美 映 君	8 6
高 橋 良 二 君	9 7
清 沢 正 毅 君	1 0 1
○散 会	1 1 3
○署名議員	1 1 5

第 3 号 (6月17日)

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 7
○欠席議員	1 1 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 7
○事務局職員出席者	1 1 8
○開 議	1 1 9
○議事日程の報告	1 1 9
○会議録署名議員の指名	1 1 9
○諸般の報告	1 1 9
○常任委員長の報告	1 2 0

○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 0
○承認第 6 号及び議案第 4 4 号から議案第 5 1 号までの質疑、討論、採決	1 2 2
○発議第 2 号の上程	1 3 3
○議案提案説明	1 3 3
○議案内容説明	1 3 4
○発議第 2 号の質疑、討論、採決	1 3 4
○議員派遣について	1 3 5
○閉会中の継続審査の申出について	1 3 5
○閉会中の継続調査の申出について	1 3 6
○村長挨拶	1 3 6
○閉 会	1 3 7
○署名議員	1 3 9

令和4年朝日村告示第83号

令和4年朝日村議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月2日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和4年6月7日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

不応招議員（なし）

令和4年朝日村議会6月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和4年6月7日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 発委第 4号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則について

第 6 報告第 1号 令和3年度朝日村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 7 報告第 2号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計予算繰越計算書について

第 8 報告第 3号 令和3年度朝日村土地開発公社経営状況を説明する書類について

第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度朝日村一般会計補正予算(第2号)について)

第10 議案第44号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第11 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第12 議案第46号 令和4年度朝日村一般会計補正予算(第3号)について

第13 議案第47号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第14 議案第48号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第15 議案第49号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第1号)について

第16 議案第50号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

第17 議案第51号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算(第1号)について

第18 発委第4号並びに報告第1号から報告第3号並びに承認第6号及び議案第44号から議案第51号までの議案提案説明

第19 発委第4号並びに報告第1号から報告第3号並びに承認第6号及び議案第44号から
議案第51号までの議案内容説明

第20 発委第4号の質疑、討論、採決

出席議員（10名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年朝日村議会6月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦 宏 議員

7番 中 村 文 映 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎発委第4号並びに報告第1号から報告第3号並びに承認第6号及び議

案第44号から議案第51号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第5、発委第4号並びに日程第6、報告第1号から日程第8、報告第3号まで並びに日程第9、承認第6号及び日程第10、議案第44号から日程第17、議案第51号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第18、ただいま提出されました発委第4号並びに報告第1号から報告第3号並びに承認第6号及び議案第44号から議案第51号までの議案提案理由の説明を求めます。

最初に、発委第4号の議案提案理由の説明を求めます。

塩原議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 塩原智恵美君登壇〕

○議会運営委員長（塩原智恵美君） 発委第4号の提案理由の説明をします。

発委第4号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、朝日村議会会議規則第81条、「起立による表決」を「起立又は挙手による表決」に改正し、あわせて、第87条、簡易表決及び条文の関係箇所を改正するものでございます。

改正の趣旨は、身体的理由等で起立が困難な議員に挙手による表決を可能とするためでございます。

議員各位のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（北村直樹君） 続いて、報告第1号から報告第3号並びに承認第6号及び議案第44号から議案第51号までの議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 本日ここに、令和4年朝日村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、村民の皆様方には、日頃より新型コロナ感染防止等へのご協力に感謝を申し上げます。

4月20日に第1回臨時会の開催をお願いし、5月1日付で越川副村長人事についてご承認をいただきました。まだ1か月の経過ですが、精力的に各種会議・行事に参加をしておりますので、早く村民の皆様方に周知をいただけたらと思います。

新型コロナの第6波は下火になりつつあり、警戒レベルも3まで下がってまいりました。朝日村での感染者は、今年に入り65名、合計で75名となり、感染率は1.7%です。参考ですが、長野県全体では約3.6%、東京都は約11%となっております。

地域住民に新たな事業の周知をいただくための住民説明会に関し、報告をいたします。コロナ禍でタイムリーな開催に至らなかった事案に関しましては、おわびを申し上げます。

1件目は、横出ヶ埼地区に移転されてきましたハイラット、旧社名・大成製作所様に関する横出ヶ埼地区住民説明会を、遅れましたが4月23日に行いました。今後は工場の稼働に伴い、工場見学を予定しております。

2件目は、旧おひさま保育園の跡地に村営住宅を建設する計画に関する本郷地区への住民説明会を5月29日に行いました。

3件目は、朝日村における小水力発電事業に関する説明会を5月31日に、入三地区の住民の皆さんを対象に行いました。今後におきましては、6月12日に、旧おひさま保育園跡地に関する下洗馬地区への説明会を予定しております。

そのほか、中組バイパス沿いの住宅団地、鎖川右岸防災センター、大尾沢導水管工事の地権者説明会等を予定しております。早め早めの住民説明会を行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

そのほか、各課重要テーマの進捗について報告をいたします。

初めに、総務課関係でございます。

いよいよ梅雨のシーズンになりますが、昨年は全国で972件の土砂災害が発生し、直近10年の平均は1,450件、その前の10年と比べますと、約1.3倍の災害発生となっております。近年の異常気象が根底にあると思います。

朝日村では、今年度の土砂災害防災訓練を横出ヶ埼地区で6月12日に行います。

次に、企画財政課関係でございます。

村営バス広丘線の帰りの便の副便化について、8月開始をめどに松本市と協議中でございます。これにより利便性の向上が図られます。

DX推進の要となります地域プロジェクトマネジャーを採用し、6月中旬より活動をスタートいたします。

次に、住民福祉課関係でございます。

コロナワクチンの4回目の接種は、感染症にかかった場合の重症化予防を目的とし、対象者は3回目の接種から5か月経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方、医師が認める方、いずれも希望者になります。6月下旬から順次通知をし、7月23日から接種を開始、終了は9月末を見込んでおります。

低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業ですが、児童1人当たり

5万円の支給となり、6月下旬に支給予定でございます。

次に、建設環境課関係でございます。

5月22日に、3年ぶりとなる地区ボランティアを行っていただきました。ありがとうございました。引き続き、美化活動、環境美化にご協力をお願いいたします。

圃場整備の進捗状況ですが、5月末にかたくり工区が完成し、耕作が始まりました。広々とした田畑を見ますと、農業への希望が湧いてくるような気持ちにさせてくれます。

次に、産業振興課関係でございます。

5月25日午後、各地で停電が発生し、朝日村でも長時間停電となりました。原因は、スキー場リフトの受電部に落雷し、機器が故障したため、修理が必要となりました。

6月1日より、コロナ地方創生臨時交付金活用事業が新たに始まりました。全村民に1人1万円の地域活性化商品券の発行を行います。また、3,000円の補助が出る宿泊施設利用支援事業も始まりました。

スキー場のグリーンシーズンの活用として、今年度は試験イベントとして、スキー場のゲレンデをキャンプ場として使用してまいりたいと思います。

次に、教育委員会関係でございます。

小学校施設の長寿命化事業がスタートいたしました。5月から、プール棟改修設計、普通教室棟改修設計に着手をし、プール棟工事は今年度末に完成、教室棟は今年度末設計上がり、来年度工事を予定しております。

それでは、ただいま上程されました案件につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました案件は、報告3件、専決処分1件、条例1件、辺地計画1件、予算6件の計12件でございます。

まず初めに、報告第1号につきましては、令和3年度朝日村一般会計につきまして、令和4年度に繰り越しました繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第2号につきましては、令和3年度朝日村簡易水道事業会計につきまして、令和4年度に繰り越しました予算繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第3号につきましては、令和3年度朝日村土地開発公社の経営状況の説明でございます。

次に、承認第6号につきましては、専決処分の承認をお願いするものでございます。令和4年度朝日村一般会計補正予算（第2号）につきまして、歳入歳出予算にそれぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,920万円としたものでございます。

主な内容は、国が新型コロナウイルス感染症対策として行う低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費260万円でございます。

次に、議案第44号 朝日村国民健康保険税条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免措置の延長について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、橋梁長寿命化事業における事業費及び辺地対策事業債の予定額を変更するものでございます。

次に、議案第46号から第51号までは補正予算でございます。

まず初めに、議案第46号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ8,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,290万円とするものでございます。

歳入では、村内電力会社の変電設備増強等に伴う固定資産税の増額1億3,073万円、財政調整基金繰入金2,471万円、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1,451万円、固定資産税の増額に伴う地方交付税の減額9,800万円が主な内容でございます。

歳出では、原油価格・物価高騰対応商品券配布事業に4,646万円、保育園業務システムICT化事業に756万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に583万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に454万円、コミュニティ助成事業270万円が主な内容でございます。

次に、議案第47号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,150万円とするものでございます。

歳出では、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の増額が主な内容でございます。

次に、議案第48号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,430万円とするものでございます。

人事異動に伴う人件費の減額と介護保険料の賦課誤りによる還付金が主な内容でございます。

次に、議案第49号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,640万円とするものでございます。

5月25日に発生した落雷に伴う、第2ゲレンデリフト高圧設備へ送る電気装置の修繕費が主な内容でございます。

次に、議案第50号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的支出に660万円を追加し、総額を2億2,588万円とするものでございます。

大尾沢浄水場の導水管敷設測量設計業務委託費の追加が主な内容でございます。

次に、議案第51号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出から96万円を減額し、総額を2億6,246万円とするものでございます。

人事異動に伴う人件費の減額が主な内容でございます。

本日提案いたしました議案等につきまして、ご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第19、発委第4号並びに報告第1号から報告第3号並びに承認第6号及び議案第44号から議案第51号までの議案提案理由の説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時20分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時17分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開します。

◎発委第4号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第20、発委第4号の質疑、討論、採決を行います。

発委第4号 朝日村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 4時17分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年朝日村議会6月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和4年6月14日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 請願・陳情の報告
- 第4 一般質問

出席議員(10名)

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	選挙管理 委員会委員長	村 澤 由 人 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊藤勝則 議員

9番 小林弘之 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、選挙管理委員長、副村長、教育長、各課長です。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、6月10日に受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせしますので、お含みおきください。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（北村直樹君） それでは、最初に、5番、高橋廣美議員。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は2問、質問をさせていただきます。

まず1問目、ウクライナ危機、円安等による資材・肥料の高騰に苦しむ農家への支援についてであります。

今、農家では、急激な円安により肥料や農業資材の高騰に拍車がかかり、農業経営の一層の負担増が懸念されています。JA全農の秋肥の価格は、前期比軒並み80%から90%の上昇率と聞いております。政府としても、円安の影響の緩和策を検討しているということですが、今の世界情勢からすると、今後まだまだ予断を許しません。

当村は農業立村で、農業は村の産業の大きなウエートを占めております。従来、農業問題

には、後継者問題、遊休荒廃地問題等がありましたが、この農業資材等の値上がりの大きさは甚大であります。心配するのは、かつてない肥料・資材の高騰に先行き不安を覚え、農業を諦める人が出はしないかということでもあります。

朝日村の基幹産業の農業を守るという観点から、村の支援が必要であると考えます。当局の見解をお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員のご質問にお答えします。

議員ご質問のウクライナ危機、円安等による資材・肥料の高騰に苦しむ農家への支援策についてでございます。

議員ご質問のとおり、円安の進行による輸入物価の上昇などにより、肥料や農業資材が高騰しております。村の基幹産業でございます農業にとって、大きな難局を迎えたと捉えております。また、支援が必要であると考えてございます。

6月8日には松本ハイランド朝日支所より、資材価格高騰に対する農業者支援に関する嘆願書が村と議会に提出されております。お話をお伺いすると、来年春の資材調達から著しく影響が出てくるようでございます。既にご質問のとおり、秋作についての資材も高騰しておりますが、農協のご支援により何とか抑えられているということもお聞きしてございますが、来年の春先の資材調達は本当に苦しいということをお伺いしてございます。

どのような支援対策ができるのか、また国・県の動向に注視するとともに、JAと協議しながら農業支援策を検討してまいる所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

村のほうでこの窮状を理解して、支援が必要と考えるということは、非常に心強く思っております。

さて、先般、農水省のみどりの食料システム戦略というのがありました。ここでは、化学肥料の使用量、また農薬の使用量を、それぞれ30%、50%減らす目標というのを掲げていま

す。これが最終的に、有機農法という形で面積が広がれば、化学肥料の高騰に対応できるという利点もあります。

また、さらに、難しいとされている有機農法で育てた農産物は付加価値がついて、今の市場任せの販売ではなくて、いわゆる売手市場となって、仮に生産量が若干減っても販売額が上がるという、こういう利点もあると思います。

当村も、2050年カーボンニュートラルというようなことを目指しているわけですが、このような観点からも、今は急場しのぎの支援ということが必要であると思いますが、ある意味で、これから土作りとか販売方法等、農家・農業のいわゆる転換期に来ているのではないかというふうに思います。

このような視点からも、将来の農業を見据えた農家への支援も必要と考えますが、この点を踏まえた点ではいかがでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、議員のご質問の有機農法、そして、有機農法で作った野菜の販売ということかと思えます。

この間の農協さんとの協議の席でも、いわゆる堆肥という話題が出ました。堆肥って、よく考えてみると、家畜のふん尿ですんで、この辺りを見回しても、そんなに牛や豚を飼っているところは少ない。それと、鶏ふんが非常に効果的なようです、チッソ、リン酸、カリ的には。鶏ふんも本当に、養鶏場もそう多くはないということで、非常にそちらの値段も上がってくるということのようです。

堆肥は地力を維持するために、少し多めにやるか少なめにやるかでかなり違ってくるらしくて、非常に難しいというようなことを、チッソ、リン酸、カリを適度に維持していくためには、非常に難しい技術というようなこともおっしゃっていました。

それと、こんなに山に木があるから、チップにして山の木が堆肥になりやしないかなんていう、ちょっと空想めいたことも言ったんですけども、よく調べてみると、木の木くず、あぁいったチップは堆肥には向かないそうです。あれが土で分解するとき、余計チッソ、リン酸、カリを逆に使っちゃうということのようです。

いずれにしても、有機農法というのは今後のキーワードだと思いますので、いかに堆肥を調達していくか、安く生産していくかというのは、これは本当に、また一つ大きな難題

だというふうに捉えています。

私が常日頃思っているのは、ゼロカーボンというところから、家庭の生ごみを堆肥にするというのは本当にごく一部なもので、畑中にとということもいきませんので、議員のおっしゃられるように、非常に大きな難しい課題として現在は捉えております。ですから、国もそういったことで、有機農法の支援策を進めていますので、そういったプログラムに乗っかって、我々もいつも注視をして、進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 最近、若い新規就農者も結構増えてきています。規模は小さいけれども、やっぱり有機農法でやりたいという人がいると思います。

かつて当村も、レタスの根腐れ病という対策から農地ホスピタルを、村も関わって立ち上げたわけです。そんな関連からも、農業者、JA、それで村も関わって、早急に今、村長の言われる有機農法、減農薬も含めて有機農法、これの研究に取りかかるべきだと思います。

朝日村は高原野菜ということで、それ自体で朝日ブランドがつくられてきたわけですが、今、地力も低下してきたし、本当の野菜のうまみを出したり、よさ、まさに名実ともに他地域と差別化できるような、そんな朝日ブランドの構築にぜひ努めていただきたいというふうに思います。

以上で、私の1問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

人口増対策としての村営住宅の在り方についてであります。

村は今まで移住・定住施策として、向陽台住宅団地の造成、空き家バンク制度等の人口増対策を進めてきました。さらに、新規に住宅団地の造成、新婚世帯・子育て世帯を対象とした今度の村営住宅の建設の計画があるとお聞きをしております。

そこで、お聞きをいたします。

現村営住宅、今後建設予定の村営住宅は、いわゆる公営住宅法などで入居資格があると思います。今後、単身で朝日村の農林業に従事したいという若者が居住を求めた場合、今の居住資格で入居は可能でしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 企画財政課長の清沢でございます。4月に課長となり、今回が初めての一般質問の答弁となります。至らぬ点があるかと思いますが、ご容赦くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、高橋議員ご質問の村営住宅への単身の農林業従事希望者の入居可否についてお答えいたします。

まず、村営住宅の入居の資格についてでございますが、現在ございます旭ヶ丘の村営住宅につきましては、公営住宅法に基づく低所得者用の村営住宅であり、1つ目に収入基準と2つ目に同居するまたはしようとする親族がいることという要件がございます。また、旧おひさま保育園跡地への建設を検討しております村営住宅につきましては、地域優良賃貸住宅制度に基づく村営住宅であり、1つ目に収入基準と2つ目に高齢者世帯、障害者等世帯、子育て世帯、地方公共団体が地域住宅計画に定める世帯という世帯要件がございます。

長野県全域を対象とする地域住宅計画の中で、少子高齢化に対応するため、地域優良賃貸住宅の整備を行い、若者・子育て世帯や高齢者世帯、障害者等世帯に対する賃貸住宅の供給を促進することとしております。朝日村では、新婚世帯、子育て世帯を対象と考えております。

議員ご質問の単身で農林業に従事したいという若者が入居可能かどうかという件につきましては、現在の旭ヶ丘の村営住宅及び現在村で考えている地域優良賃貸住宅の世帯要件には当てはまりませんが、今後、産業振興課で策定中の農業ビジョンにおいて、各課が連携し、空き家活用などによる住宅確保に努めることとしておりますので、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 単身者の収入要件というのは、前年度の、多分そうだと思いますが、

収入がどうであったかということが、資格要件に当たるかどうかという基準になると、こういう見方でいいわけでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 公営住宅制度に基づきます低所得者用の村営住宅の入居者の資格におきましては、収入の基準としまして、障害者である場合、その他居住の安定を図る必要がどうしてもあるという方につきましては、月収が26万8,000円という基準がございます。それ以外の方につきましては、月収20万円という基準がございます。

また、地域優良賃貸住宅の制度におきましては、入居対象者に対する主な基準ということで、収入基準は月収が48万7,000円以下となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 大体、収入に関する要件は分かりました。

先ほど、農業ビジョンの中にうたわれているという部分で、空き家の活用と。最近、このところに来て、空き家バンクに登録される家が結構あるというふうに聞いております。その中で、何軒かを村が借りて住めるようにするという、または、最近あちこちであるんですが、シェアハウス、同じ目的に沿った若者の居住となるシェアハウスというようなものも含めた取組というのはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

先ほど企画課長のほうから、農業ビジョンの中でという話がございましたが、農業ビジョンの中で、当然農業の後継者をつくるには、育成施設であったり宿泊の施設がなければ、やはり人は呼び込めないと思ってございますので、その点については検討していくということでビジョンにうたっております。

その中で、我々は現状、ビジョンに当たりまして、一つの参考事例として考えているのは、富山県の朝日町さんに視察に行かせていただいた中で、研修施設というものを造られてござ

いました。そこは単身でも入れて、十何名の方がそこで研修をして、村の農業に携わっていただくというような制度でございましたが、そんな施設も含めて、どんなものがあるかということの研究をしたいと思っていますし、先ほどありましたが、空き家という点につきましては、大型の農業をやるには、やはり土地がなければなかなか難しい面もございますので、そういった部分については、空き家を活用し、そういった大型農具も置けたり、作業ができるという仕組みも必要だろうということがありますので、いろいろな農業に携わる方がそれぞれの立場で、それぞれどういったものが必要なのかということを整理しながら、検討していきたいというものでございます。

また、議員おっしゃるとおり、村で建物を借りたらどうかという部分については、ちょっとまだ検討してございませんので、そういったものがうまく回れば、そういったことも検討の一つとしてさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

いずれにしても、新しい村営住宅ができ、なおかつ単身、若者がすぐ入れるというような住宅の検討をぜひお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（北村直樹君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、林 邦宏議員。

林 邦宏議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、1問について質問させていただきます。

今回の質問は、私にとっては45回目になります。通告書の15行目の記述は、私に発した生

の村民の言葉です。今までは柔軟な表現をしまいましたが、今回はそのまま伝えます。

それでは、質問に入ります。

大尾沢第2水源導水管布設構想の件。

2月の中旬に発生した大尾沢第2水源から浄水場までの導水管の不具合は、即、消防団員のご協力を得て、仮導水管布設で断水の危機から回避できました。3月中旬に仮導水管はビニールホースに変更されて、今日に至っております。

当局者は、耐用年数が40年以上あり、埋設や耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管100ミリ径で導水管布設する計画を掲げました。布設経路は、第2水源水源接合槽から森林内を介して林道に出て、林道沿いで浄水場に至るコースで対処する計画です。布設の方式は、林道上の舗装を切断掘削し、埋設後、埋め戻して舗装修復する埋設工事で対応する内容です。

6月定例会には、導水管本復旧に伴う測量設計業務費用660万円が計上されました。この事業は、ライフラインの飲料水確保で、スピード感が必要なことは理解できますが、執行に当たっては、私有林内、私有林道上での事業であるのに、地権者の皆様方の同意を得ていない、大尾沢林道愛護会の皆様への説明会も開催されていない、全くの無いはずの事業内容です。

この行為は、俗に言う、他人の家に土足で上がり込むなどと言われても過言ではないと思います。むらづくりの基本動作がなされていない、まとまる話も駄目になる、行政力が問われます。

第2水源の取水機能と導水管は、設置から40年以上経過し、経年劣化も進行していると推測されるので、ぜひ専門家による基礎調査を実施してほしいとの提案を、3月定例会一般質問の際、いたしました。村長は、調査を専門家に依頼するとの答弁をいただいておりますが、今日まで報告はいただいております。

浄水場では、沈殿槽、ろ過槽等の改修工事や耐震化で7億8,400万円が計上されておりますが、肝腎の取水箇所には何の予算づけもありません。この対応でよろしいのでしょうか。安全・安心な湧水の取水機能維持・確保のための改修工事を計画しないで大丈夫なのでしょうか。

ここに、言葉が足りないんですけれども、仮導水管を本復旧する事業は将来を見据えた水道事業内容には思えません。第2水源から直線で600メートル下流の接合槽までは現状のまま、接合槽の外観から判断すると、大丈夫なのかなと不安な気持ちが湧いてまいります。

今後、40年以上問題なく維持できるのでしょうか。取水源、導水管系統が整備されて浄水

場に至る、この経路を完全な状態にするのが基本事項ではないでしょうか。整備された林道を掘削して、ダクタイル鑄鉄管を埋設するのも得策ではないと思います。

それでは、質問にまいります。

4つございまして、専門家による取水源と導水管布設経路の調査報告をお願いします。

地権者、大尾沢林道愛護会の同意は得られておりますか。

大尾沢林道愛護会の皆様への事業内容説明会の開催は。

取水源の改修、接合槽の改修事業はどうするのですか。

よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、林議員の質問に対して、私からお答えいたします。

まず、地権者の同意、愛護会への説明もなく、全くないないづくめの事業内容、俗に言う他人の家に土足で上がり込むも過言でない、むらづくりの基本行動がなされていない、まとまる話も駄目になる、行政力が問われる、そういうことでございます。

一方的な酷評をいただきましたけれども、再三再四、状況の説明、今後の方針をお示ししからの発言とは全く思えません。林議員の理解力が問われます。

正式には、事業内容の説明会、事業の推進は、導水管布設の補正予算が承認されてから全てが始まります。いわゆる今議会がスタートになります。既に愛護会会長さんへの現地での説明はし、地権者、愛護会全体への説明は予算成立後速やかに行い、設計が上がった時点で再度説明会を行う予定としております。

次に、第2水源の専門家による基礎調査を専門家に依頼するとの答弁だが、今日まで報告がない。取水箇所を改修工事をしなくてよいのか、この事業は将来を見据えた水道内容事業と思えない、そういったことでございます。

そういう問いに対してですが、今定例会で予算化ができましたら、接合ますから下の設計に着手し、それは今後、接合ますから上の工事を想定しての設計になります。そして、工事は来年度になります。

今回の緊急かつ恒久布設工事を1期工事としますと、接合ますから上部を2期工事とし、まずは取水口の調査をし、来年度設計、再来年度工事となります。湧水水源の土地取得が取水口工事の同意が取れませんか、上部の設計ができませんので、地権者との協議の進捗によ

り、各種検討してまいります。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、この事業というのは、前々から私もこれにいろいろ携わってきていますけれども、いずれにしても、林道愛護会に対しての説明もしくはそういう対応が、やはり非常に希薄じゃないかというふうに思います。

先ほど村長は、委員長にはそういう意味合いの、役員にはそういう話をしてあるといっても、要するに、村民で取るほうとしては、やはり丁寧な説明、丁寧な内容を欲しているのが私は現状じゃないかと思います。だから、そういう状態がなくて、即予算立てするということに関しては、全ての事業だと思えますけれども、やはり動向を、こういうことをしたい、ああいうことをしたいということを周知しておいてからやるというのが、私はやはり一番納得のいき、そして、やはりいい結果を招く事業になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどのように解釈されますか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） また、地域への説明が先か、議会の説明が先かという議論になっております。

私はこう考えます。

両輪で回っていくという、よく皆さん、議会と行政が両輪だと言われますし、私もそう思っていますが、お互いに分かって補完し合わないと回りませんよね。ですから、林議員は、私たちと同じに物事を考えて、両輪を回していくようなことを私は望みたいですよね。まずそれが一つ。

それと、先ほどもちょっと、最初言いかけてはいたけれども、地域を先行させてしまうと、議会へ説明があったかないかということでもたもめます。議会に説明していると、今度地域に説明したかということでもたもめます、同意はどうしたかと。

ですから、私たちはその辺はバランスを取って、今定例会でちゃんとした方向づけができて、地権者とやっとな話が出来るという状況になりますので、そこをどう理解していただくか、

これはもう認識のずれでありますから、どうしようもないと思いますが、私どもはそう考えて、今現在進めております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、認識の相違というふうな言葉が出てまいりましたけれども、私はそうでなくて、やはり事を始めるためには、ましてや、それぞれの方の所有物に対してのところ介入しなきゃならないと、こんなことを考えているんだけれどもどうなんだいと。それで、やはり基本的な合意なり思いもあって、それがより、次の計画なり事業の中に生きてくるんじゃないかなということで、逆に村長のおっしゃっているのは、例えば旧おひさま保育園に関しては、周辺の人たちの要望なり意向を確かめてから対応したいということを考えているならば、やはり、それとどうして同じような対応を取らないのかなと。

しかも、やはり飲料水は、村民にとっては貴重なライフラインなんですよね。だから、そういうことも配慮すると、より適切だということか、よりきめの細かな、そういう行為を示していかないと、やはり思うような事業が展開できていかないんじゃないかなと思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ですから、全てがこれからでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしても、調査するとか、そういう約束をしておきながら、それがまだ報告がないということに関しては、やはり私にとっては、どうして有言実行にならないのかな、有言不実行なのかなという、そういう疑問が湧いております。

例えば、これは実際、私の答弁に対してそういう言動をしたのか、実際いつやるのか、どういう計画でいるのか、その辺を篤とご答弁願いたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それは、先ほど私、答弁に入れました。

第1期工事が終わってから、すぐに第2期工事に入ります。その第2期工事に入るときに、当然設計絡みがありますから、その時点でそこを詳しく調査するということでもあります。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 行政のほうは、1期工事、2期工事というふうに分断していますけれども、果たしてそういう考え方がよろしいのかどうかというのも、私、ちょっと疑問です。

というのは、やはりこれ、四十何年前にやったということで、どういうルートでいるか、想定はついても、現実としては理解できていない。そして、やはり愛護会の人たちに言わせますと、せっかく苦勞して造った道路で、しかも平成7年によく舗装したと。ああいう山道を舗装を切断して、そこを掘削して再度埋め戻すという、そういう工事が本当に妥当なのかどうかという、そういうことも、やはりちゃんと打診なり同意を取って対応するのが、私は根本的な対応じゃないかなと、そういうところも入れまして、予算が通ったらどうのこうのじゃなくて、やはり基本的には、こういう考え方で対応するけれども、皆さん方はどうですかねという、そういう対応の仕方が私はやはり正当で、なおかつ、それがやはり一般的じゃないかなと、そのように思いまして、こんな質問を、くどいようですけれどももしていますけれども、その辺がやはり、何かちょっとクエスチョンだなというふうに思っていますけれども、いかがですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） お答えのしようがございませんけれども、林議員、自分で考えたことありますか。あそこをどうやったら工事がうまくいくか。

〔発言する人あり〕

○議長（北村直樹君） 今は村長が発言しておりますので、一旦質問、投げかけが終わるまで、

林議員も発言は控えてください。

それでは、引き続き、小林村長、集約に向かって発言を続けてください。

○村長（小林弘幸君） 今、専門家が設計図を一生懸命引いています。私どもは、そうはいつでも素人です、村の行政もね。あそこをどうやったら復旧工事ができるかということを考えて場合に、今は谷底のどこかに管が走っています。その当時布設した頃は、まだ重機もあまりない時代で、多分みんな手作業で、つるはしで掘って管を埋めたというふうに思います。

今現在は重機がある時代ですけれども、あの沢に重機が下りて掘削するなんていうことはできません。ですから、今後のメンテナンスを考えても、恒久的に道沿いに埋設すると、その工法は、私は全然間違っていないと思います。ですから、林議員も、そういうところを少し自分なりに考えてみていただきたいというふうに思います。

それと、あそこは林道となっております、村の管理です。村道には昇格しておりませんが、大尾沢の林道は林道扱いをして、村が今、管理をするということになっておりますので、あそこを掘削した場合でも、将来にわたって村が道路を管理していくということになります。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、私の聞いているのは、大尾沢の林道は、浄水場までは確かに村の内容になっているだろうけれども、浄水場から上の取水源のところは民有ですよというふうに私は聞いています。だから、その辺がちょっと、また認識が違うかなと思います。

私もやはり、どういうルートが妥当なのかなというふうに見てまいりましたら、現在、接合槽から上流のほうは、あそこは一部保安林になっていまして、えらいところだなというふうに私はあそこを見てまいりまして、こういうところを掘削することは大変だろうなと。そうすると、将来の設計が、要するに第1期、第2期というような形で、第1期は現状のビニールホースが通っているところを林道まで、森林内を通過して、森林内のところは約100メートルぐらいだと思いますけれども、通って林道へ出すと。それで、林道のところを掘削して、そこが一番安易だからというのか、それを愛護会の人たちは、それはやめてほしいよという意味合いの方も何人か聞いています。

そんなことで、であれば、さっき村長がおっしゃっていた、かつては林道の中を手掘りで対応したということで、あの谷筋については重機が入らないことはないし、そういうことで

対応すれば、それ相応の面積を確保してやれば、ちゃんとした工事は可能じゃないかなと。

私は、総合の費用を考えると、やはり村道を通すんじゃなくて、林道を通すんでなくて、森林内のところの木を伐採し、そこに重機を入れて、そして掘削して埋設したほうが、やはり中身的には有利じゃなかろうかと。そして現在、接合槽もご覧のとおり、見ると、上の手すりも朽ちていて、あの槽、本当に、はたから見ると、いつ崩壊するか分からないな、大丈夫かなという、そういう不安もあるわけですよ。

だから、そういうところから取り出すということは、これはやはり二重投資みたいになっちゃいますから、1期・2期で考えずに、ビニール配管が仮であっても耐用年数はもつと思いますから、それをしっかりと水源のところから浄水場まで、どういうルートにするか、それを分けずに、やはり一括でやれるような形のほうがよろしいんじゃないかなというふうに私は思っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 林議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

大尾沢の導水管の工事は、設計を大尾沢の浄水場の建設後に計画しておりましたので、国への補助等も考えておりましたので、今回、660万円は単費になると思いますけれども、起債等を借りて行うわけなんですけど、もともと工事、計画に沿って行いますので、来年度以降は国の事業も入れて考えております。

1期・2期工事も、こういう形になってしまいましたが、通常だったら全線一括でやるのが計画なんですけれども、今回は事故があったということで、1期・2期に分けさせていただいております。

また、大尾沢の林道、これは大尾沢林道ということで、産業振興課のほうの林道扱いになっております。管理は村です。先ほど村長が言ったように、今後のメンテナンス等も考えますと、やはり林の中を歩いていくよりは林道に通して、今後の維持管理について考えて、私たちのほうはそういうことを考えておりますので、お願いしたいと思います。

また、大尾沢、愛護会の皆さんが何人か反対かということは今、林議員が言われましたので、また説明会のときに、どういうところが駄目なのか、そういうことは地権者さんたちには確認させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） ちょっとまだ、思いというのか、考え方が平行線をたどっておりますけれども、現実としまして、やはり、今回経年劣化で、導水管が詰まったのかどうなのかは定かじゃありませんけれども、駄目になったと。導水管の正規の布設ルートもはっきりしていないと。そういうことは、当然過去の話でしょうから、仕方がないといいたしましても、やはり今後やるときは、それが、導水管は埋設すれば、それはほとんど埋設したままで対応して、途中で点検のますを設けるかどうかは、これは別問題としまして、そういうことで、ほとんど埋設すれば、あまり用のないという形で、それがどういう場所に布設されようが、私は問題はないんじゃないかと。

ただそれが、やはりちゃんと工事の段階で、トラブルの発生しないような工事施工をして対応することにおいては、林道上に埋設しようが森林内に埋設しようが、それは変わらないんじゃないかなと思います。

そんなことで、このことに関しては、とにかくしっかりと地権者の人たちと相談し、それから了解を得て、そして、今後に憂いを残さないような事業にしていきたいなと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

これより休憩に入ります。

再開の時間を10時5分といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時05分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、一般質問を再開いたします。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

本日は、2項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、鎖川右岸防災センター建設についてですが、村は昨年10月1日に開かれた区長会で、西洗馬地区と針尾地区に避難所機能がある防災センターを建設する方針を明らかにしました。村長は、現在村には、鎖川左岸には中央公民館やマルチメディアセンター、朝日小学校体育館があるのに対し、右岸には耐震性や安全性を備えた避難所施設が不足していると防災上のアンバランスを説明し、区長会で賛同いただければ、先行して3年後をめどに、西洗馬防災センターを造りたいと発言しました。

報道によると、区長会では整備方針を歓迎する意向が示され、反対する意見は出なかった。また、村長は、建設地や規模については白紙としながらも、消防団第5分団詰所隣接地を適地とし、厨房やトイレのある避難所、防災用具や避難備品をストックする倉庫、広い駐車場の整備を想定しているとし、報道取材に対し、災害時は避難所として使用し、平常時は広い部屋や駐車場を活用して、集会やイベントなどが開ける住民の集える場所にするという考えを示しました。

さらに、村は11月14日、県営中山間総合整備事業の活性化施設の建設に取り組んでいる西洗馬公民館建設委員会の会合で、西洗馬防災センター建設計画と緊急防災・減災事業債の制度について説明をしました。西洗馬公民館建設委員会は、村の計画を受けて、委員長名で、区としては今後、公民館建設は行わない、防災センター建設に当たっては、建設委員会とも相談しながら進めてもらうこと、施設は村のものではあるが、平時は公民館事業をはじめ、各種会議等、西洗馬区としても利用できる旨、報告書を区民に配布しました。

また、村は1月19日には、防災拠点の在り方検討会を開催し、防災センターの建設に向けた具体的な検討をスタートさせ、議会3月定例会当初予算の説明で、防災センター建設事業を令和4年度に測量試験、用地買収、基本設計、実施計画、建築確認を行い、令和5年度に建設工事、地盤改良、外構工事、物品購入を行うこと、予定構造は鉄筋コンクリートで平家、総面積294平米、用地は1,714平米を取得すると説明し、令和4年度予算には1,900万円を計上し、総事業費として1億1,000万円を予定していることを説明した。議会は最終日、防災

センター建設事業を了承し、予算案を議決しました。

そこで、伺います。

1、建設事業では、おおむね基本構想、基本計画、実施計画など、段階を経て事業を進めていくと思いますが、村民及び議会に、その後、具体的な構想や計画案が示されていないが、現在、事業の進捗状況はどんな段階なのか。

2、区長会や西洗馬公民館建設委員会で村長は、平常時は集会やイベントなどが開ける住民の集える場所にしたいとし、公民館としての利用を想定していると説明したが、少子高齢化、価値観の変化や生活様式の多様化、高度情報社会、循環型社会への転換など、大きく社会的潮流が変化する中、地元住民の意向調査や先進地視察などを今後行った上で、防災センター建設の基本コンセプト等の策定を行うと思うが、現段階ではどのようなコンセプトを考えているか質問いたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、中村議員ご質問の鎖川右岸防災センター建設についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、防災センター建設事業でございますけれども、村民及び議会にその後、具体的な構想や計画案が示されていないが、現在、事業の進捗状況はどんな段階なのかというご質問でございます。

この防災センター建設事業の経過につきましては、中村議員が先ほどおっしゃられましたように、村では昨年10月1日の区長会において、朝日村右岸の公共施設、避難所の施設の不足、また村内における右岸と左岸での防災施設のアンバランスのため、西洗馬と針尾地域にそれぞれ防災センターを建設する意向を示し、先行して行います西洗馬防災センターの建設につきましては、第5分団詰所の隣接地を候補地としまして、会議室、厨房、トイレのある避難所と駐車場、防災用の倉庫を整備する考えを説明してございます。

区長会では、右岸の避難所整備につきましては賛成の意向を示し、特に反対もなかったことから、村では先行して西洗馬防災センター建設を進めることとしたものでございます。

その後でございますけれども、11月14日には、先ほど議員からもおっしゃられましたとおり、西洗馬公民館建設委員会の会合におきまして、西洗馬防災センター建設の説明を行い、西洗馬区では建設を検討しておりました西洗馬公民館の建設を取りやめ、西洗馬防災センタ

一を利用することとして、区民の皆さんに報告をされたようでございます。

なお、中村議員からお話がありました1月19日の区長会の中で行われました防災拠点の在り方検討会では、具体的に西洗馬防災センターについての協議は行われておりませんでした。

その後でございますけれども、村では、令和4年度当初予算に第5分団横の土地の取得費1,200万円と建設事業の測量設計業務の委託費700万円を予算計上し、議会の承認をいただいたところでございます。

しかしながら、現在、西洗馬防災センターの建設事業につきましては、これまで区長会と西洗馬公民館の建設委員会の場において検討・協議がされただけとなっております、広く村民の皆さんに周知をされていないのが実情でありましたので、改めてこの6月議会に西洗馬防災センター建設委員会の費用を計上させていただき、建設内容等につきまして、建設委員会を中心に検討を行わせていただきまして、今後、住民の皆さんへの周知を図るとともに、意見を集約してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、区長会や西洗馬公民館建設委員会で、村長はこの防災センターにつきまして、公民館としての利用を想定しているという説明をしたということで、地元住民の意向調査や先進地調査などを行った上で、防災センターの建設の基本コンセプト等の策定を行うと思うが、現段階でどのようなコンセプトを考えているのかというご質問でございます。

コンセプト等につきましては、まだ白紙の状態でございますので、今後、建設委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

なお、今回整備する防災センターの目的は、あくまで災害時の生活物資の中継基地、また避難者を収容する施設でありまして、緊急防災・減災事業債を活用して行う事業でありますので、防災に関係する機能や規模しか事業の対象とはなりません。このため、現在想定しているのは、先ほども申し上げました会議室、厨房、トイレ程度の建物と駐車場、防災倉庫となっております。

防災センター建設に当たっては、公民館のような機能は緊急防災・減災事業の対象とはならないため、そういった機能を付加するのは難しいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、総務課長のほうからご答弁いただきましたけれども、とにかく今のところ、まだ白紙状態だと、今後、建設委員会で検討していくと、規模等どういうものにしていくかも、これから検討していくということでした。

またちょっと、一番最後の説明の中で、あくまで災害時の対応の施設であって、公民館等の使用は想定しているけれども、設備的にそういうものは装備していくのは難しいという答弁だったんですけれども、西洗馬区の皆さんは、どちらかというと、防災センターで使用、ある意味ではあっちゃいけない、できれば、ないほうがありがたいわけですよね。災害があったときに、もちろんそこで避難したりとか、一時的なそういう使用はするんですけれども、平常時に、要はみんなが集える場所として考えている部分、それで、村の説明、私も西洗馬公民館の建設委員を務めさせていただいていますけれども、西洗馬区としての理解は、どちらかというと、災害時の施設はもちろん造っていただくんですけども、平常時にいかに住民がそこに集える施設を造っていただきたいか、そういう要望もすごい多いかと思うんですけれども、その辺についてのお考えはいかがですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） お答えします。

防災センターを造るものですから、公民館は造りません。でも、同じ施設ですから、ほぼ仕様は同じ、そこを防災のために、そこに例えば集うにはどうしたらいいかだとか、いろいろ防災のための目的も一つ入れていただいて、住民がそこで、防災のときはどうするんだいねというような、集える場所になっていったらいいというふうに思っています。

あくまでも緊急防災・減災事業債というものを使うもんですから、ある程度仕様が決まっております。それは、主目的が防災センター、防災機能を備えることということでありますので、今ここにも、課長の答弁の中に、会議室、厨房、トイレ程度のものとありますので、これをどのように、例えばそこで、何かもうちょっとの付加機能を付け加えるかどうかというところは、また検討委員会の中で検討していくと。ちょっとすっぱりした返事じゃなくてすみませんが、皆さんが集える場所にはなると思っています。

今後、仕様は詰めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、村長のほうの答弁では、多少柔軟な対応がしていただけそうな期待をするんですけども、先ほど説明があった防災センターの機能とか基本的な要件、必須要件というのは、私も防災マニュアルを読ませていただければ、ある程度決まってくるよね、1人避難する、どういう災害に対してどのくらい避難するか、人数の問題、そして、一人一人にどのくらいの面積が必要かとか、大体何日間ぐらいここで過ごすことを想定するかというようなことは、防災マニュアルを読めば、ある程度決まってくると思いますよね。それをはみ出すことはないと思いますので、今、村が建設委員会を予算の中で、20名ですか、20名で5回ぐらい検討会をするというふうにおっしゃっておりますけれども、素人の方たちを20名集めて、建設のものについて、意見を聞くまでもないふうには私は思うんですよね。

それについてはもう、プロといいますか、村の総務課のほうで防災マニュアルに乗って、粛々と必要な面積、必要な設備は整えていただければいいと思いますので、建設委員会の方たちに求めるものというのは、私が求めるものは、開かれた施設、億というお金を使って建設するわけですね。もちろん国の補助を受けて造っていくわけですけども、国民の税金を使ってやっていく施設で利用がされない、造ったはいいけれども利用がされない、これではやっぱり非常に残念だと思いますので、私は、検討委員会で検討していただくのはソフトの部分、先ほど、コンセプトはまだ白紙だと言って答弁がございましたけれども、やはり造るものには、何らかのきちんとした目的を基にしたコンセプトがないことには、やっぱりそこには、村民の本当に利用、今後の住民生活にとって、その施設が役立っていないと思うんですよね。

だから、ぜひともコンセプトというところを基に建設委員会を開いていただきたい、それを詰めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、中村議員のおっしゃったとおりであると思います。

ある程度、規模感だとか必要な設備というのは、事務方で用意ができて、それは設計者と一緒になって、こういうものがまずはできそうだという提示をして、じゃその中で、どうやったらもうちょっと、先ほどのコンセプトに近いようなもの、またはコンセプトはどうしようかというところ、これはこの検討委員会で、やっぱり練るべきだというふうに思いま

す。

今まで、西洗馬の公民館と中山間の活性化施設というものの抱き合わせで、いろいろ四、五年研究をしてきたんですね。でも、コンセプトがやっぱり途中でぐらぐらしちゃって、じゃ、活性化施設を誰がどうやって維持管理するだいというところから始まっちゃって、そんなこともあったんですね。ですから、西洗馬公民館のほうは少し頓挫をしていた、そういう背景があると思います。

ですから、今回のほうは、それとは切り離して、いわゆる緊急防災・減災事業債を使える、まずは建物を造って、その中にみんなの、ほぼといえますかね、右岸の人たち中心だけじゃなくて、今委員で集まってもらうのは、区長の皆様だとか、村全体として右岸のほうの防災センターコンセプトというのをつくっていくということで、中村議員のおっしゃったとおりのことをこれからやっていこうというふうに思っています。

どうですか。いいですかね。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、村長のほうから、前向きといえますか、検討していただけるといってお話があったんですけども、今、多少村長のほうからも説明いただきましたけれども、委員の方というのは20名、どんな方を人選を考えているか教えてください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 西洗馬防災センターの建設委員会でございますけれども、今、この6月議会に経費のほうを計上させていただいております。

想定しておるメンバーにつきましては、まず防災会長ということで、各区の区長の皆さんです。それと、議会のほうから正副議長さん、防災センターでございますので、消防関係者ということで消防団の正副団長、それと、右岸ということで第4・第5分団長、あと地区防災会議ですね、村の防災会議に出させていただいておる各種団体の皆さんということで商工会長、JA松本ハイランドの理事、朝日村社会福祉協議会長、民生・児童委員会会長さんです。そのほか、防災の関係ということで日赤奉仕団の会長さん、それと、避難所ということで、避難所の中では男女共同参画の考え方も反映するところも出てくるだろうということで、男女共同参画審議会の会長さん。あと識見者ということで考えております。

それと、すみません、地元、西洗馬の公民館建設委員会の代表者ということで想定をしています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、建設委員会のメンバーを、予定している方をお聞きしたんですけども、やはり、先ほど私が指摘しました防災、もちろん防災ですけども、メンバーの方たちが防災に偏っているというか、全てその方たちという形であって、先ほど来、私の質問でも指摘していますし、答弁でもあったように、基礎的な防災については、ある程度練ることができる段階ですので、ことだと思いますので、ぜひとも今からでも人選を、どういうふうに地域にこの施設を生かすかという視点で討議をしていただくためには、やはり子育て支援とか、地域のサークルとか、若者、それからお年寄りの方も含めて、もっと役職がついている方たちではない方たちを選んでいただきたいと思うわけです。

この方たちの顔、私、全て顔が浮かびませんが、従来型の男性中心の、特に役職、地域の歴々な方たちということで、村が進める男女共同参画社会の中で、男女の比率含めて、やっぱりもう一度再考してほしいんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 中村議員のおっしゃることはもっともでありまして、分かります。

ただ、私の先ほど説明にも入れましたけれども、防災センターを造っていくということで、緊急防災・減災事業の認可を受けていくということからすれば、やはりそういう人たちも必要でありますので、プラスアルファということでいけば、例えば旧というか、今もあります西洗馬の公民館の検討委員会の人たち、地元の人たちも参画してもらいますので、そういう部分で、逆にテーマとして、今の総務課長のほうで話をしたメンバーの方たちの中でも、そういうようなことも議論は、私、できると思います。

もしかしたら、こういうアイデアいいんじゃないのというようなことがあったら、中村議員さんも積極的に意見をどこかから入れていただくということも結構だと思いますので、その辺をご理解いただいて、おっしゃることは分かりますので、そういう目で判断をしていきたいと思いますが、いかがですかね。お願いします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 自分も含めてなんですけれども、年齢を経てきますと、昔はこうだったとか、こうあるべきだというものが先に来てしまいまして、なかなか自由な発想が出てこないというのがあるんですよね。自分も含めてそう思うんですが、やっぱり議会とか区長さんとか、商工会とかJAさんとか、確かに村にとって、その方たちのご意見は大切だと思うんですけれども、でも、今後の使う方たちは、その方たちではないんですよね。その方たちが使えるのは、本当10年ぐらいなものであって、その後もずっと生き続ける施設でございますので、私は、一番利用していただきたい方たち、防災施設ではありますけれども、国の、建前はもちろんそうであるでしょうけれども、やはり何とか、これから利用していただく方たちの意見を取り入れてほしいと思いますので、重ねて役員の人選を再考してほしい、また、駄目だったら、もう一個別な何か形での対応をしてほしいなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 具体的なイメージが湧かないもので、ちょっと答えようがない部分です、私、今の、これから話ししようとするんですけれどもね。

基本的には避難所を造る、これが第一の目的です。それで、避難所に必要な附帯設備を造るというのが基本でありますので、例えば公民館形式のような大広間とトイレと簡単な厨房というのが基本的にはあって、そこにあと、備蓄としてどういったものをそろえるか、まずそれが第一です。

その後、その空間を利用するというのは、利用される方がそこで何の会議をやるか、また何をやるかによって変わってきますので、別に遊戯場を造るわけでもないし、防災センターというのは避難所を造るということとして、まずは捉えていただきたいというふうに思います。

ですから、そこにもしプラスアルファの、Wi-Fiの施設は必要だとか、そういったことは取り入れていくことだと思いますので、使い勝手のいいようなふうに、誰が使っても使いやすいように、そういったことで、多分設計は進んでいくんだろうと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、村長のほうから答弁いただきまして、ありがとうございます。

ちょっと建設目的が防災ではないんですけれども、3年前に塩尻市の広丘のところにえんてらすという施設ができてまして、私も何度か利用させていただいて、非常にコミュニケーションが取れた施設だなと思っています。

あそこは、広丘支所、それから広丘図書館、それから子育て支援センターみたいなのが入っている施設なんでしょうけれども、あそこの建設コンセプトというのが、「こどもがつなぐ「あたらしいふるさと」」というコンセプトの下に、子供を中心に考えているんですね。ですけれども、私は防災ということについても、やはりきちっとした、誰にどうして使ってほしいか、どういうふうな形で避難生活をしたとか、その後の活用していただきたいと思うコンセプトをつくっていただかないと、先ほど村長もおっしゃったとおり、イメージが湧いてこないと思うんですね。

ですので、それを検討する委員会にしてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 中村議員のおっしゃることは、これから検討委員会で検討してまいります。今挙げた人たちが駄目だなんていったら、今度問題ですから、それはやめてください。ですから、その中で今のようなことを、コンセプトを検討しますので。

あくまでも避難所を造ることが第一です。公民館を造るということじゃありませんので、なるべくそこだけは混同しないように。避難所を空いているときは、地域の住民がいろんな避難に関する会合等々で、地域の住民の会合というのは、必ず地域の安心・安全、避難ということは題目に含まれますから、ですからそこを有効活用していただくということでご理解ください。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 先日、私、本郷の集落センターのほうに伺う機会があったんですね。非常に施設、立派でした。広間も広いし、厨房なんかもしっかりしていて、すごいなと思っ

ていたんですけれども、帰りに思ったことは、ここが何日利用されて、何人の方たちが1年間に利用したかなど。非常にそれが、残念だなといえますか、ちょっと実際どのくらいの人数が利用しているか分からないわけなんですけれども、でも、やっぱり利用はそんなにされていないかなど、閉めていることが多いのかなというふうに思ったんですよね。

ですからやっぱり、せっかく造った防災センター、1億かけて住民で討議して造る以上、やはり活用が一番かと思います。利用されることが一番だと思いますので、ぜひ私のほうの要望としましては、建設委員会の中にそういうことも含めて検討していただくよう、委員の皆さんによくご理解いただいた上で、検討を進めていっていただければなというふうに思います。

以上で1問目の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 2問目の質問です。

放置空き家の対策について伺います。

全国で放置空き家が問題視される中、国は平成26年、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定しました。適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全のため、適切な管理を行っていない空き家所有者に対して、助言、指導、勧告、命令を行うことを自治体に求め、さらに、従わない場合は罰金や行政代執行を行うことができるようにしました。

朝日村でも例外ではなく、近所を見ても、年々空き家が増えてきました。建物は老朽化して朽ち果てた状態のもの、庭は草木が生い茂って有害鳥獣のすみかとなり、庭木の枝が道路や隣家の敷地に張り出しているような空き家を見かけるようになってきました。

そんな中、村は昨年度、空き家に関するアンケートを行い、去る5月31日にアンケートの集計結果を村ホームページに掲載しました。

そこで、伺います。

1、村が現在把握している空き家は何軒あるか。また、家主や管理者が特定できない建物は何軒あるのか。また、現在村に届いている苦情はあるのか。あれば、内容と苦情への対応

はどんな状況か。

2、アンケートの回答の中に、前に進めない、どうしたらよいか分からない、ご近所からの苦情の対応に困っている等あるが、村はアンケート結果を受け、どのように対応するのか。アンケート後、村は、困っていると回答した空き家所有者に何らかのアプローチを行ったか。

3、現在、村の空き家対策は、空き家を活用しての移住・定住の促進を目指す施策に重点を置いているが、住民生活の支障になっている家主や所有者が特定できない空き家や諸事情で放置せざるを得ない空き家に対して、村は今後どのように対応していくのか伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいまの中村文映議員ご質問の空き家対策につきましてお答えさせていただきます。

1 番目の質問につきまして、村が把握している空き家は現在122軒であります。

そのうち、アンケート回収ができたものが75軒、また、管理者が特定できない建物は8軒であります。内訳は、アンケートが送付できない所有者不明が6軒、アンケートにより判明した物件が2軒であります。

空き家に対する苦情・要望につきましては3件でありまして、1件は、空き家の室内外にあるごみへの対処要望、こちらは対応を検討中であります。もう2件は、庭木の枝が道へ出ているとの苦情で、空き家の管理者に連絡し、対応を依頼しているところでございます。

続きまして、2 番目のご質問につきまして、困っている空き家の所有者へのアプローチですが、今現在、まだ行っておらない状態であります。

空き家の活用につきましては、空き家バンクへの登録、空き家の改修など補助事業が用意されておりますが、取壊しなどに補助がない状況であります。今年度、このアンケートを参考に、朝日村空き家対策計画を策定していきたいと考えております。

アンケート回答の困り事につきましては、追跡調査も考えております。対策計画では、利活用できない空き家への対応も検討する予定であります。

最後に、3 番目のご質問につきまして、所有者不明の空き家、放置されている空き家の対策につきまして、今年度策定予定の朝日村空き家対策計画で検討していく考えであります。現在は、どのような対応ができるか、具体的な対策はお答えできませんが、近隣住民に迷惑がかからないよう、計画づくりに反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） アンケートを見ますと、切実に困っている村民の所有者の姿というのが見えてくるんですけども、村の空き家バンクのほうに登録したいとか検討したいというような物件も、27件ぐらい、集計したらあるように見受けます。

今回の村のアンケートに対して、直接話ができれば、ぜひいろいろな話を聞きたい、村が考えている空き家対策を教えてくださいというようなコメントもありました。非常に今回のアンケートに対して、評価してくれているかと思うんですよ。

でも、先ほど、まだ直接的なアプローチはされていないという対応のご回答がありましたけれども、明らかになった方たち、今困っている方たちについては、すぐにでも対応していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今の中村議員のご質問ですが、今アプローチしていないというのは、困っている方たちはどうしても、やはり片づけたいというか、家を取壊しとか、そういうことを考えている方たちであると考えましたので、まず対策計画を策定して、そういう人たちにどういう補助ができるか、そういうところも検討させていただいてからのアプローチ、また、そういうところの計画の中で、どういうことが望まれているか、そういうことも、分かっている方たちにはちょっと直接アプローチして、内容を確認させていただいて、計画に反映していきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 空き家対策計画を立ててから、村の対応方針が決まってから対応していきたいということだと思うんですけども、たしか国が2016年に措置法をつくったときに、その中で、市町村に対して、空き家対策計画をつくれということだったと思うんですよ。

たしか、先日私がネットで調べた感じでは、市町村で1,770ぐらい全国にあるんでしょうかね。そのうちの1,000ぐらいの市町村では、もう既につくられているというような状況が

あって、村もこれから対応してくれるということなんですけれども、やっぱりちょっと対応が遅れていたかなというふう思うわけです。

なおかつ、今現在困っている方、どうしていいかといって相談したいという方がいますので、取りあえずはそういう方たちに、何ができるかというよりはお話を聞いていただくということが、やっぱり村民にとっては放置しないことにつながりますし、幽霊にしないといえますか、どんどん先へ延ばすことによって所有意識も薄れるでしょうし、場合によっては、いろいろな方が亡くなったりして、どういうふうに対応していったらいいか分からなくなってしまう部分もありますので、ぜひ、取りあえず行動を起こしてほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 中村議員の言われるとおりに、切実に長文で書いていただいているアンケートの内容もございますので、そういう方には直接、どういうことが困り事かどうか、ちょっと空き家の担当が替わりましたので、そこでアプローチをしていきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ぜひよろしく申し上げます。

先ほど答弁の中で、村が把握している空き家は122軒ということで、そのうち、今回アンケートに答えてくれたのが75件だということで、問題は、答えてくれなかった方たちがやっぱり一番問題で、アンケートに答えてくれた人たちは、まだ何とかしようという気持ちがある方たちだと思うんですね。

特に、全く村がつかめないような件数も、先ほどの感じでは、8軒あるとおっしゃっていると思うんですけれども、私は一番問題は、空き家、管理者やアンケートに答えている方たちじゃなくて、全く放置されている放置空き家についてが一番、これから対策していかなくちゃいけないなというふう思うわけなんです、これから空き家対策計画を立てるといことなんです、村の今までの方針というのは、空き家を活用しての移住・定住というのが中心だったと思うんですね。

ですので、ちょっと本当に、少し、特定空き家といいますか、国が求めているところの、法律が変わることによって、民法ではなかなか手が出せなかった部分について、行政のほう
が指導・勧告、場合によっては行政代執行もできるような状況になっておりますので、ぜひ
その辺、空き家対策計画でしっかり詰めていっていただきたいと思っておりますけれども、具体的
には対策について、どんなスケジュール感を持ってやっていく予定ですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 中村議員のご質問ですが、この計画をつくりまして、空き家
対策計画、また条例等で勧告、代執行などが村で行えるようなものを今年度中に整備させて
いただきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員、持ち時間が4分を切りました。集約に向かってください。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 隣の塩尻市や山形村のほうでは、壊すのに対して補助金を出している
ということです。きっとそういう検討もされていると思うんですけども、ぜひその辺も含
めて検討をしていただきたいと思っております。

あと、先ほど、道路に枝が出ているというような苦情も2件ぐらいあったということなん
ですけども、私の周りにもそういう住宅がある関係で、村民の皆さんから、どうしたもん
かいねという問合せを受けることが多いんですけども、その場合は、建設環境課のほうに
相談してくれというような回答でいいもんなんじゃないかな。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） はい、建設環境課のほうへ電話なりでお知らせいただければ、
管理者が分かっているところは管理者のほうへ連絡して、枝を切ってもらうように対応して
いますので、まずご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 了解いたしました。

やはり一番大切なのは、早め早めに手を打つこと、所有者が分からなくなるまで放置せずに、ぜひその前の段階で村が適切に指導・監督していただいて、住民の環境悪化を凶られるような対策をしっかりと取っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤勝則議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は、3問の質問をしたいと思います。

最初に、ちょっと口の調子もよくないので、分かりにくい点もあるかと思いますが、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、1番目の質問からいきたいと思います。

1番、村の活性化に村設民営のスーパーを考えてはどうかと、こういうことです。

前回私は、JA店舗なき後、村民の買物の場としての施設が必要と質問したわけですが、今回はその質問に対し、村民の中から建設的なご意見をいただき、私はその意見に従いまして、下伊那の天龍村に仲間と一緒に行ってまいりました。

行き先の名称につきましては、お店を見に行ったわけですが、満島屋というスーパーでございました。先ほど事務局のほうからも配っていただいておりますが、写真がちょこっとありますので、見ていただければ、大体感じは分かると思います。

この満島屋のある天龍村というのは、当村より人口規模が小さく、ただし、飯田線ですかね、ここの平岡駅というのがありまして、そういう点ではいいかなとも思いましたが、中心にできていまして、理容店など本当に狭い範囲に小ぢんまりとある、そういう感じの村でございます。昔は朝日村と同じ程度の人口がいたそうですが、やはり、何と言ったらいいでしょかね、道路が1本だけで、なかなか発展しにくいというか、そういうような感じで、今

現在は千数百名だそうでございます。そういう村でございます。

ここへ行きましたら、昔の旅館、今は廃業になって、その土地を村が買い取り、整地して新しく新築したということでございます。その建物は2階建てで、1階はスーパーとコインランドリー、2階のところは8部屋ぐらいですかね、七、八部屋あったと思いますが、何と独身の若い男性のアパート専用というような形で、今現在進行形で入っているそうでございますが、そういうことをして、若者の確保も、結婚した人たちばかりじゃなくて、若い人たちのそういう住居というようなことでやっているそうです。そういうところも研究の余地があるんじゃないかと思います。

また、その中に交流スペースも少し設けたりしております、また、ここのお店は4地区、大きな地区に分けてありますけれども、この村はありますけれども、週1回ずつ、それぞれ移動販売車とか、こういうようなこともしながら、運行計画をこれからやっていきたいと、こういうことであります。

天龍村では、満島屋の経営は隣の阿南町の事業者の方が担っているそうですが、店員につきましては、村の方たちがそこで働いているそうでございます。

そういうところを見たわけでございますが、朝日村ははっきり言いまして、天龍村に比べりゃ、はるかに恵まれた地域ではないかなと感じました。そういう中で、朝日村だと、もっと可能性が高くなるかなと、こんなような思いであります。

なぜ今回このように、私が村の活性化、村設民営のスーパーをとということをもた取り上げたといいますのは、私が前回の質問であったところ、やはり人口問題とか村の今後の発展、地域の発展を考えて意見を上げてくださった方、参考になるあれを聞きまして、これは一見する必要があるので行ってみようということでございまして、そういう中で感じたことをお願いしたいと思っております、質問したいと思っておりました。

1、前回の質問では、JAのほうのことなので、主にはJAのほうで相談してもらってというようなところで終わっているわけでございますが、天龍村では行政も積極的に、人口増対策のため、お年寄りの居場所づくりというような福祉施策ということも考えて関わっているということでございますが、その点は当村としても考えていってほしいが、どうかということでございます。

また、2点目は、朝日村の村民のアンケートの中でございますが、若者向け住宅と並行して商店が欲しいという意見がありました。

私は、今、西洗馬中組に計画されている住宅団地もあります。こういう若者向け住宅も非

常に大事なことであります、十分に分かっておりますが、なぜこういうことを取り上げたかと、今年の秋、JAの店舗がいよいよなくなって、本当に、大勢というわけではありませんけれども、結構定期的に店舗へ来るお年寄りの方も多くいるわけでございます。そういうところで、どうしてもお年寄りのいる居場所づくりというのを、私は福祉施策の一つとして、ファミマ1軒に主なところになっちゃうもんですから、あってほしいなど。

これは村民の若い人からの意見だろうと思えますけれども、そういう商店が欲しい、こういうことがありましたが、その点についてはどう考えているでしょうか。また、買物弱者のことをどのように考えているでしょうか。

それから、3番目、参考ですが、天龍村では今後、村民のニーズを聞いて、さらに品数を増やしていくことでございます。天龍村ではJAはじめ、いろいろ関係の方がこれに参加しているそうです。行政、それから各地域の団体とか、あるいはJAとか、そういうところと一緒に村を発展させようと考えていることが、私は身をもって感じた次第でございますが、天龍村ははるかにそういう点では、朝日村よりも規模的にも何も小さいわけですが、やはり村の活性化ということについては、本当に真剣だなど、こういう思いを受けてまいりました。

その点で、今の3つの質問に対して、よろしくご判断のほうをお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、齊藤議員の質問にお答えいたします。

村設民営のスーパーをとということと、村内の起業家でもやれるんじゃないかという問いでございますが、齊藤議員は天龍村へ視察に行かれたそうですが、行く道、道中はいかがでしたでしょうか。大変でしたか。

〔「なかなか大変でした」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 小林村長、齊藤議員に対して反問権を要しますか。

○村長（小林弘幸君） いいえ、いいです。

○議長（北村直樹君） じゃ、そのまま続けてください。

○村長（小林弘幸君） 私は、すみません、行ったことがありませんので、齊藤議員からこういう質問をいただいたもんですから、飯田市から天龍村まで、ウェブ上にアップされている動画が幾つか種類がありまして、バーチャルで行ってまいりました。それと、もう一つ、天

龍村に住んでいた方からいろいろ詳しい情報をお聞きし、それらを参考にしてお答えをいたします。

天龍村では2年ほど前に、朝日村の役場併設の店舗を天龍村として視察に来たそうでございます。ここを参考にしたということで、そして、今年の4月に、いよいよスーパーマーケットとアパートとコインランドリーがオープンしたということのようです。

天龍村では、先ほどもお話ありましたが、JRの平岡駅中心に3店ほどの、今まで小さな商店があったそうです。どういう商店かとお聞きしたら、小野沢にある上石さんを少し大きくしたようなイメージの商店が3店、平岡駅周辺にあると、いわゆる村の中心地にあったということです。そうしたところ、経営者の皆さんが高齢化をしてきて、いよいよ店を閉めなくちゃいけないというようなことから、村民としてスーパーマーケットの新設が必要であるということで、今の実現に至ったということのようです。

ちなみに、天龍村の高齢化率は60%を超えていますから、今、朝日は31%ですから、かなり高齢化が進んでいるということであると。

それで、先ほど齊藤さんも、天龍村へ行くのに大変だったとおっしゃっておいりましたけれども、非常に朝日村より深刻な状況で、ふだんの買物は近い阿南町まで、やっぱりくねくねした道、片道30分、そして、いろんなものが取りそろえられる飯田市まで皆さん行かれるそうで、そこには大型スーパーがあるということで、飯田まで片道1時間かかるということのようです。そのようなことから、施設の必要性があったんだというふうに私は分かりました。

それで、一方、朝日村を見てみますと、天龍村が参考にした役場に併設した村設民営のコンビニ、スーパーではありませんがコンビニと、ミニミニスーパーというものは今既にございます。それと、15分から20分足らずで行ける大型のスーパーマーケットまたはホームセンターは数多くあります、朝日村中心に、朝日村から15分足らずで。このようなロケーションにある朝日村では、やはりJAさんが店舗を閉めるということに至ったように、そういった小売業は大変厳しい状況であるということかと思えます。

そういうことからして、今後とも、スーパーマーケットのようなものを開く民間の事業者はまずないと思われれます。もしあれば大歓迎なんですけど、そういう状況の中で、本当にあえて村としてスーパーマーケットを造るかということは、非常に困難な状況じゃないかなというふうに思います。

それと、天龍村では、行政も積極的に人口増加策、またお年寄りの居場所づくりをしているが、いかがかという問いですが、スーパーの2階に独身アパートを併設しておって、スー

パー内にはイトインスペースとコミュニティスペースがあるということ、そういうことがあるもんで、朝日はどうかということだと思っんですが、朝日村でもご存じのように、積極的に人口維持対策を提案しております。旧おひさま保育園の跡地の利用だとか、そういったことでございます。

そして、お年寄りの居場所づくりとしては、現在は、えべや かたくりの里をそういった施設として置いてございまして、そこにはくるりん号で皆さん向かわれているというようなことと、えべやでは各種イベントを計画していただいているということで、盛んにお年寄りもお集まりになっているということかと思っます。

それと、中組の団地構想より先に、JAの店舗なき後、買物弱者を救ってもらえないかという話でございますけれども、先ほども申したとおり、スーパーのような店舗は非常に厳しいということだと思っます。そして、買物弱者という意味では、買物バスというものを何とか皆さんの協力で用意をさせていただいて、今それを維持していただいておりますので、引き続き、買物バスという一つの手段をご利用いただきたいというふうに思っます。

いずれにしましても、天龍村さんでは、あそこの平岡駅中心に、今1,200人ほどの人口らしいですが、約五、六百の人、約半分の方が周辺におられて、点在するところは、片や30分ぐらいは点在する集落までかかるということで、そこには村が、例えば独り住まいの老人の見守りというようなことも兼ねて移動店舗をしているということで、かなり村で補助をして、そのようなことをしているということをお聞きしました。

そういったことで、朝日村にぜひスーパーマーケットをとすることは、気持ちは分かりますが、諸般の事情によって、今すぐの実現はちょっと難しいんじゃないかなというお答えしかできません。

天龍村さんは天龍村さんで、ああいったロケーションですから、一生懸命そういったことをやられているということは、非常に私も勉強になりましたし、そんなことが参考になればいいなということで、今回見させていただきました。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうから細かく丁寧に説明していただきました。ありがとうございました。

確かに村長が言ったとおり、はるかに朝日村に比べれば距離が離れているんです、飯田へ行くにしても、隣の阿南のほうに行くにしても。そういう条件というのは、明らかに朝日よりちょっと大変、逆を言いますと、それほど人口に対しては、民間で一生懸命になっている、真剣にやっているという感じを受けてまいりました。

そういう点で、私は、朝日村はすごい恵まれているし、スーパーと私は今回挙げたわけですが、スーパーという形だけにとられず、朝日独自のそういうお店をというようなことで、店舗が欲しいというような意見も、アンケートの中で1件だけ、たしか私、見ました、それで、そう思いまして、スーパーじゃなくてもいいけれども、商店、何か村民のニーズに合ったような商店があってくれば、やはり地元へお金を落とすという点から考えても大事ななということで、今回これを取り上げたわけでございます。

そういう中で、村長も言いましたけれども、高齢化率は66%だそうです。朝日の三十何パーセントから比べたら倍以上の高齢化で、本当にみんな真剣なんですね。平岡駅というのがありまして、その駅が何と、正直言います、1階は食堂になっているんです。それから、3階あたりは宿泊施設も、これも村の検討の中で、そういうようなことで、なるべく村にとどまってもらおうと、お金を落とそうと、そういうようなことをやっぱり本当に真剣に考えているんだと、朝日以上に厳しいという村を見てまいりまして、なおさら強く感じたわけがあります。

ただ、長い先を見れば朝日だって、これから人口の減少の傾向は、社人研のあれから見ても、かなり厳しいものがありますので、やはり先を見据えて、私は、若者住宅もっと大事なんです。若者住宅と並行して、ぜひ朝日村、若い人たちが、いろいろ起業したい方はいっぱい今、最近見かけます、正直言って、若い人たちが商売を始めているのを見まして。例えばJAが去っても、あの建物をどうにかすれば、天龍村さんなんてもんじゃない、すぐに施設というのはあるわけです。中をちょっと改良すれば、村の中にいる起業家の人たちが協力し合って、ちょっと店舗の中を変えれば、いろいろ商売もできるんじゃないかな、そんなことも私は考えました。

そういう点から、スーパーとこだわっているわけではございません。そういう中でぜひ、そこら辺は今、村の若い人たちがいろいろやっておりますが、そこら辺のことを考えて、そういうことはできないもんか、ちょっとそこら辺についての考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 齊藤さんの考えていることを私は全否定するわけではありません。農協さんが店舗を終了した後、あそこの店舗をどうされるかということも、詳しくは聞いていませんけれども、起業家的なチャレンジ精神のある方が、そういったところで商売をやってみようと、そういったことには全然異論はございません。

今、先行した例としては、もうすぐオープンになります、地域起こし協力隊のメンバーがあそこの風穴でそのようなことを、今、もうすぐ実現しようとしているグループもごございますので、そういったグループが出てくれば、非常にありがたいなというふうに私は思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうも申しておりましたけれども、そういう点で、若い人たちがチャレンジ精神のある方が、私が見ていても、村内の中に何人か見受けられます。そういう人たちをうまくあれして、そういうお店が増えれば、やはり私は地域の魅力の発信になるなという思いを受けるわけでございます。

だから、ぜひとも、なくなったら、近くにでかいスーパーもあるし、いいじゃないかというんじゃないかと、やはり村の中に少しでも金を落として、また村の魅力を知ってもらうために、ぜひとももう少し、住宅と並行して、こういう居場所づくりというものを考えていってほしいなど、そういうふうに思っております。

先ほど高橋議員のほうも言いましたけれども、いわゆる若い人たち、独り者の人たちの入れるような、要するに住宅ですかね、満島屋というお店の2階は、そういう人たちが現在、まだ埋まってはいませんけれども、大分若い人、独身の方が入ってきているそうでございます。そういうようなことも考えれば、やっぱり人口増対策という点でも違ってくると思いますので、ぜひそこら辺をやっていってほしいと思います。

また、この1階には、小さい村にしては珍しくコインランドリーというのがありまして、例えば洗濯をあれしないで、さっさとそういうことができるように、あれは多分、地域の住民の意見からできたと思いますけれども、すごいなど、進んでいるなと思うことさえありました。そのように考えれば、いろいろとまだまだ、これから地域のためになるようなことがで

きるんじゃないかなというのを感じました。やはりこれは地域起こしをやる気でやっているなという感じを受けましたので、ぜひともそんなことをやっていただければいいんじゃないかなと思います。

私もこの村の、そういう一生懸命になって地域のことを考えている人から意見をもらいまして、これは価値のあることだなということで、ちょっと体はきつかったわけですがけれども、約2時間、高速使って1時間半ぐらいですかね、ぐらいかかりましたけれども、行って価値あったなと、そんなふうに思いましたので、ぜひ村としてもそういうようなことで、条件は朝日のほうがはるかにいいですがけれども、先々のことを考えてやっていただきたいと思います。

今後、これから先については、満島屋さんのほうでも、村民のニーズに応じて宅配とか御用聞き事業、やまびこデリというような、そんなようなことも考えて、やることを増やしていきたいなど。それで、地域の住民の方が、これ欲しいなと行って、お年寄りの方が取っていくのは大変だなというときに、宅配もできるというようなことも考えてやっていきたいというようなことを聞いておりますが、そんな点もぜひやっていただきたいと思います。そして、今回取り上げましたけれども、ぜひそこら辺を考えていただきながら、村としてやっていただければ、私は幸いです。

この質問はこれで終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。

最初に、私の思いから言いますと、早くこのとんでもない、戦争みたいな事態ですね、これをやめていただきたい、これは切なる願いでございますが、その中で質問したいと思いません。

小麦、大豆の作付の奨励をということでございます。

今、ウクライナへのロシアの侵略が長期化しておりまして、何が困るかという、物価高もいろいろありますし、殊に日本は輸入の大国でございます。そういう中で、現在、私、前回、たしか1期前か2期前ぐらいに質問したわけでございますが、農産物の自給率についてやったことがあります、その当時39%でした、日本の自給率というのは、平均してですね。

今、たまたまこれ、国のほうのあれから出てきたあれを見ますと、何と、50%目標で当時

やっていたわけですがけれども、今37%だそうです。言い換えれば、小麦とかパンの3分の1が国産で、あとの3分の2は国外です。そういうのが当たり前なんですね。飽食の時代ですがけれども、実はこういうような紛争があれば、直ちに困るのは、資源のない日本にとっては本当に大変なことだと思います。

そういう点で、私は今回思ったわけでございます。今、空き畑とか空き田んぼですかね、そういうものが増えているわけでございますが、ぜひそういうところに、小麦、大麦、あるいは簡単に作れて大豆、こういうようなもの、大事な穀物でございますが、こういうものをこういうときにやってみたらどうかな、それでやっぱり空き地を減らしていく、そういうことが大事だと思います。自給率から考えたら、本当にもったいない話だと思います。

その当時、日本全国を合わせると、荒廃農地は埼玉県の面積以上だというぐらいだったようですが、さらにそれに上乘せのような今の状態です。何か事があれば、日本は輸入とかいろいろでも、本当に、世界的に見ても経済的には3番目の国でございますので、仕入れれば高い金を出しても入るわけですが、今は値上がりラッシュで本当に大変だと思いますけれども、そういう中で取りあえず、私たち朝日村でやれるのは何があるかなと考えたときに、小麦だとか大麦、大豆、こういうものを少しでも助けにして、パンの材料だとか、いろいろな材料にみんな使われていますので、自給率を上げたらどうかなと、村として独自にやったらどうかなと思うわけでございます。

私が車に乗って、この近隣を見ても安曇とか、安曇辺りは大豆も多いですけども、それから、松本の近郊辺りでは小麦とか大麦をやっている方が、今、麦秋と言われまして、刈取りの時期なわけでございますけれども、大分増えてまいりました。そういう点で、やはり朝日村の空き農地対策として、ぜひやっていってもらいたいなど、そういうものをやれたらどうかなと、こんなふうに思うわけでございます。

1番目の質問としまして、遊休荒廃農地の解消につながるとは思いますが、その点どう考えているでしょうか。

2、松本・安曇の一部地域では、米作りをやめた農地に小麦や大豆を耕作している農家が多く見受けられます。こんな時代、朝日も取り組んではいかがかということです。

それから、3番目、農機については、JAあるいは自分たちの仲間で大型の機械を苦労して出し合って買ったりして、刈り取りをしているそうですが、非常に速いです。見ていると、あっという間に一つの畑を刈り取ってくれるようなことで、これは、そういうあれさえ整えばやれるなという思いでしたので、ぜひ朝日、葉野菜とか、そういうものが多いわけですが、

小物とか、小麦とかこういうものに対して、まだ全然ないと言ったほうが早いかもしれませんが、ぜひ村としても奨励していただけないか。

その点、この1、2、3について、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

小麦、大豆の作付の奨励についてでございます。

議員ご質問のとおり、国の食料・農業・農村基本計画によりますと、平成30年度の食料自給率は37%、令和12年度には45%とする目標が掲げられております。

現代の食生活は、海外からの輸入食料の供給で成り立っており、現在の世界情勢など、不測の事態が発生している状況を見ますと、改めて国内における食料供給を確保する必要があると認識しております。

そこで、議員ご質問の遊休荒廃農地の解消として、米作りからの転換、農機についてのご質問でございますが、農地の遊休荒廃化の防止や地産地消につながりますので、麦や大豆の栽培は推進したいという思いではございます。また、これらに関しては、国の補助制度もございますので、周知を図ってまいります。

しかし、村の水田状況は、自家用米が今現在主流でございます。今後の作付はどうか、ちょっと不明確でございますが、麦・大豆の栽培希望があれば、支援する体制を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

また、小麦、大豆の生産、これを定着させるということについては、やはりまとまった生産体制、人であったり、また団地化、また機械の導入や施設整備など、非常に大きなハードルも持っているということがあります。また、国が進める補助制度等については、やはり効率化が重要と捉えておりまして、そういったものの補助制度は多くございます。

そんなことを考えますと、これからの先進地やJA等と連携を図りながら、小麦・大豆等の検討については図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） また私、小麦、大豆というようなことを挙げたのは、比較的、あまり恵まれた土地じゃない、荒れたような土地でも作りやすいというところから、大豆とか小麦、こういうものがないかなということで挙げたわけでございます。

大豆につきましては、安曇のほうはどうも聞いてみますと、みその会社と提携をして、そういうところで作ってくれというようなことで、協働してやっているというところが多いそうでございます。そういうような方策というのはあると思いますので、ぜひこのウクライナ戦争の中の契機になるんですけれども、こういう中で自給率を、先ほども言いましたように45%とか、そういうようなことも目標にして、ぜひこれはやっていってほしい。そして、やっぱりいざというときに困らない日本であってほしいなど、つくづく思うわけでございます。

野菜とかそういうものについては、非常に朝日も恵まれておりますけれども、ほかのそういう穀物を見てみますと、本当に貧弱な状況で心配です。私は前も言いましたけれども、まさにこういう、農業の作物、農作物というものは、国の国防だと思っているんです。武器を持つのが国防ではなくて、本当に農家の人たちが成り立つような、あるいは地域の人たちが食べていけるような、こういうことが、まさに私は国防だと思っているわけでございます。そういう点で、ぜひ小麦・大豆、取り組みやすいようなあれですので、ぜひその点を考えてやっていただければいいなと思います。

もう一つ、先進地、たくさん作っているようなところも視察して、勉強する必要があるんじゃないかなということを思っておりますが、その辺についてはいかが考えているとか、ちょっとその点だけお考えを。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 2回目の齊藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、麦・大豆等の地産地消をやることは非常に重要なことだと思っておりますので、先進地等を確認させていただき、また村の農業者の皆様が、本当に小麦・大豆を作りたいということであれば、しっかりとした応援体制を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからもしっかりした答弁をいただきまして、ぜひ今後そういうことで、これを契機に、葉野菜ばかりじゃなくて、もうちょっと広い意味で、国のためにもそういうことに努めていていただきたいということを要望しまして、私の2番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3問目の質問でございます。

これも前回から取り上げているわけでございますけれども、松枯れに対してでございます。私は、西洗馬、古見、入三、そういうようなところを見てまいったわけでございますが、まだいまだに赤茶けた松が見受けられます。

昨年、実は八百何十万から1,700万に予算もアップされたわけでございますけれども、そういう中で、この6月という、ちょうど松のマダラカミキリの羽化する時期なんですね。これを過ぎちゃうと、この時点であるということは、やはり対処できなんだのかなという思いがありますものですから、今年度の実態をちょっとお聞きしたい、1番目としまして、実態をお聞きしたいということで、予算もアップされて、それぞれの被害に対して、対応策も昨年聞いておりますが、いまだにそういうふうに各所に散見されるということはどうなのか、費用対効果についてはどのようなのか、進捗状況をお聞きしたいと思います。

2番目といたしまして、伐倒薫蒸、周辺木の皆伐、それから、あるいは、私は作業者の手が足りているのかな、そんなこともちょっと思うわけでございます。足りなければ応急的にも、村外からの有資格者の協力で実施しないと、被害は、今のこの時点で赤茶けたのを見ますと、減っていかないな、そんなふうに思うわけですが、そこら辺をお聞きしたいと思います。

また今年、今まで処理本数はどのぐらいだったんでしょうか。また、駆除費用金額はいかなったんでしょうか。それから、今後の予定についてお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問の松枯れ対策についてお答えいたします。

初めに、費用対効果と進捗状況でございます。

感染を拡大させないため、近隣自治体の状況や県等の指導を仰ぎながら、早期発見・早期処理による伐倒薫蒸処理を実施することが効果的であると捉え、今までずっと実施してまいりました。

処理量に応じ、処理費用は年々増加しておりますが、伐倒薫蒸処理することが感染拡大を防止する重要な方策と考え、森林環境譲与税や国の補助制度を活用し、財政負担の軽減を図りながら対策を講じていますので、ご理解をお願いいたします。

また、村境やピュアライン周辺、最終処分場につきましては、関係する市村や組合に処理の要請を行い、対応いただいております。

次に、伐倒薫蒸等に伴う作業者は足りているのかについてでございますが、これまで適正な処理期間内における処理可能量を委託業者に確認したところ、対応できている状況でございます。実際に処理していただいております。しかし、これまで以上に処理能力が必要な場合には、他の事業者へ委託し実施していく方向でございますので、よろしくをお願いいたします。

今秋から予定してございます樹種転換につきましては、村外の林業団体が実施していく予定でございますので、お願いいたします。

次に、今年、今までの処理本数と駆除費用、また今後の予定についてでございます。

被害発生は、平成28年に古見区域で確認され、平成28年が17本、29年が17本、30年が9本、令和元年が69本、2年が89本、3年が117本、総計で、これまでに318本の処理をしてございます。

本年度6月上旬までに、5本の感染木を伐倒薫蒸処理してございます。これは、昨年末に把握していた昨年10月までに枯れた松で、マツノマダラカミキリが産卵したと思われる疑わしい立木について処理したものでございます。

本年4月以降、職員による調査及び住民から通報のあった新たな感染疑義木は、現在34本でございます。これらの木は、昨年10月以降に枯損木となった木でございます。マツノマダラカミキリが産卵している可能性が低いと見られ、10月までは産卵する木を誘引木とし、それ以降に伐倒薫蒸処理を進めてまいります。

また、陽性木がここ数年、同じ地域で集団的に発生してございます小野沢のピュアラインあさひから最終処分場までの河岸段丘区域と古見の横手ヶ崎から中古見区域は、アカマツを伐採し、他の樹種に替える樹種転換を5年計画で実施してまいります。

現在、林業事業者と協議中であり、地権者への説明、承諾後、11月頃をめどに実施してまいりますので、お願いいたします。

処理費用につきましては、令和3年度は1,247万4,000円、平成28年度から6年間で総額2,705万円でございます。令和4年度の当初予算では、ご説明申し上げてきましたが、本年度、松くい虫対策の予算総額は2,345万3,000円でございます。多額の費用とはなりましたが、補助金や森林環境譲与税、特別交付税などを活用し、ほぼ令和3年度とそんなに遠くはない補助金等を活用してございますので、最終的に一般財源はほぼ変わらない、令和3年度と変わらない額になりますが、そういった形で財政負担の軽減を図りながら実施してまいりますので、お願いいたします。

なお、齊藤議員のご質問の今枯れた木があるという部分については、先ほど申しましたが、昨年10月以降に枯れてき始めたものでございますので、それは今すぐ切らなくても大丈夫です。また、今年度のマツノマダラカミキリの飛び立つ初発日は6月10日前後と言われておりまして、初発日を過ぎてから、カミキリが羽化して出てからは木を切らないというのが、こういった松くい虫のメカニズムの中で決められておりますので、県のほうからも、駆除及び予防対策はカミキリムシの羽化脱出前に行うということですので、我々は、前年度の10月前までに卵を産んでありますので、それをまず処分してしまう。それ以降に枯れたものについては、また、6月から9月の間は木を切らないというのが条件ですので、切らずに、その後また対応していくということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、残り時間5分を切りました。集約に向かってください。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 大体分かりました。

それじゃ、今残っている赤茶けたやつは大丈夫だという、そういう下であれしているということで、私があちこち見て回って、本当に気になるもので、あそこに何本、ここに何本というので、古見、入三、西洗馬、それから河岸段丘、見て回りましたけれども、そういうことは把握できているということなわけですね、今の赤茶けているのは。

それと、もう一つ、私もそういうのが残っているものですから、あるいは誰か、いわゆる観察者、常時松枯れをあれしている方がちょっと大変なのかな、いないのかななんてちょっと心配したの、その点は十分に対応できているわけですね。

そのことを一つと、それじゃ、いわゆる薫蒸とか伐倒については、今、人工的には足りているわけでございますかね。そこら辺、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、2回目の齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、監視につきましては、当然職員が監視してございますし、一般の村民の皆様にもお願いをしております。また、村有林管理員さんも定期的に山のほうを監視していただいておりますので、お願いいたします。

ただ、人工につきましては、基本的には今の量であると、村内事業者のほうも対応できておりますが、これまで以上に増える場合については、村外事業者も確保ができる方を承知してございますので、そういった方たちに回していくということをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今お聞きしまして、大体分かりました。

そういうことで、時間もないものですからあれですけども、ぜひともこれ以上松枯れが進まないように、ぜひ日頃の点検をしっかりといただいて、松枯れを防いでいかなければ、朝日の特産のいろいろ取れなくなるというようなこともありますし、ぜひやっていただきたいなということをお願いいたしまして、私の3つの質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

ここで昼食の時間を取りたいと思います。

再開を13時15分といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時15分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 9番、小林弘之でございます。

今回、2問の質問をさせていただきます。

1番目の質問、児童の社会スポーツの振興についてお伺いいたします。

この質問は、前回3月の一般質問の内容ですが、打切り時間になってしまったため、確認できていない項目だけ質問させていただきます。

2問目の質問でした。文化事業及び体育事業への助成。

前回の質問で、体育事業への助成状況、件数、総額、平均助成額の状況の回答をいただきましたが、助成継続している団体では、青少年育成の観点から、朝日村学童野球教室、ジュニアソフトテニスクラブ、サンライズ、あさひプライムスキークラブ、あさひサッカークラブなど5団体があり、補助金総額29万円で、この金額は青少年の参加人数により算出しているとのことですが、ここで、次の質問をさせていただきます。

（1）この5団体で総額29万円、1団体平均5万8,000円の補助金と報告されました。参加人数によって算出基準があると言われてましたが、算出方法はどのようになっていますか。

（2）近年、少子化もあって、朝日村村外からの児童が参加して育成されているようですが、この児童は参加人数に入っていますか。

以上、当局のご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、小林議員ご質問の児童の社会スポーツの振興についてのご質問にお答えをいたします。

昨年度の補助金の交付状況は、小林議員のご発言のとおり、5団体へ総額29万円でございます。

そこで、ご質問の算出方法についてでございます。

当村では、朝日村社会教育関係補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、村内で活動する団体へ補助金を交付しております。結成後1年を経過した会員数5名以上の団体へ、認定の年から3年以内に限り交付し、社会教育に対し顕著な活動をしていると認められた団体へは、期間を延長し交付を行っているところでございます。

そこで、算出の基準につきましては、青少年の参加人数により算出をしております。参加人数が5名から10名未満の団体には4万円、以降、参加人数10人ごとに増加し、20人未満で5万円、30人未満で8万円、30人以上は10万円としております。このうち、スキークラブのようにシーズンのみの活動の団体へは、半額の交付となっております。

この算定での参加人数は、村内者の青少年としており、ご質問の村外から参加の方は入っておりません。

最近では、少子化もあり、参加する子供も年々減少しております。教育委員会といたしましても、各団体への活動が継続できるよう、補助額の算定基準の見直しや団体への参加申込みのチラシなどを小学校で配布し、参加者確保に努めているところでございます。

一方で、村民の皆さんの中には、民間のスポーツジムやスポーツクラブ等へ加入するなど、独自のスポーツを楽しむ方も増えており、スポーツをする場の変化も見られるところでございます。しかしながら、仕事や家庭の状況、個人の考えなど、いろいろな要素でスポーツから離れている方も中にもいらっしゃいます。多くの村民の皆さんが、スポーツ、運動へ関わる機会が必要であると捉えているところでございます。

今後、公民館活動の見直しとともに、スポーツ推進委員、社会教育委員など、教育関係、教育委員会組織でスポーツ推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 今の説明は前回も聞きましたが、ただ算出方法といたしまして、5名

から10名で4万円で、11名から15名でしたっけ、5万円ということで、そういう枠の中で、私は想像するに、1人幾らというような見方をしているのかなと思ったんですが、そういう枠の中で見ているということですね。

それと、村外からのそういう子供たちが来ている人たちは含まれていないと。そういう村外から来てやってもらっているというのは、非常に私は、少子化もあって、少ない人数で維持・活動していることは非常にいいことだと思う。ですので、村民でなければいけないということじゃなくて、やっぱりこういう枠で予算を見ていただいているなら、その団体へ補助なり助成なりをすべきじゃないかと、こういうふうを考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 小林議員ご質問の村外関係、それから団体への補助というご意見でございますが、村外の皆さんの内容を確認すると、それぞれの団体によっては、人数はもちろん違うところでございますけれども、もともとのこの補助金の趣旨からしましても、村内における団体の育成、活動の推進ということがありまして、現段階では村内の子供たちの数を算定の基準とさせていただいているというところでございます。

各団体への補助ということですが、何を基準にするかということになりますので、今のところは子供たちの数を算定基準にさせていただいているということになりますし、新たな団体については、また別になりますので、現在は5団体については、継続して活動して青少年育成に貢献していただいているという観点から、今この5団体に補助をしているという状況でございますので、今後、村外の方も交付するか、また団体への交付の内容をどうするかにつきましては、今後、また社会教育委員や教育委員のご意見を伺う中で、各団体の育成につながるような補助金制度を検討もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 分かりました。ぜひご検討いただいて、村外から来ている子供たちも同様な見方をさせていただいて、維持できるようなご検討をお願いいたします。

次に、小林村長にお伺いします。

私も小・中・高と野球をやってきて、ボールとかバット、ヘルメット、野球に関してでいいますと、キャッチャーがつけるプロテクターとか、非常にほかのスポーツもお金がかかると思います。小林村長が、補助金額は事業内容を勘案して、村長が予算の範囲内で決定するとありますので、どうか未来の希望あふれる子供たちのために、思い切って今ある補助の増額をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

先ほどの村外から来ている子供の件、私も野球の状況をこの前伺いました。村外から四、五人、もっと来ているのかね、朝日の子よりも多く。それで、基本的に野球みたいなスポーツは、人数集まらないと、そこで終わっちゃいますよね。ですから、ちょっとこの辺も今、教育次長のほうで、ほかの教育委員さんだとかスポーツ推進委員さんといろいろ検討してということをお願いしていましたので、ぜひ、クラブが存続しないようじゃ困っちゃうんで、そんなことが一助になればと私も思いましたので、一緒に考えていきたいと思います。

それと、野球だとか、その他のスポーツ用具への補助ということですよ。それで、朝日村社会教育関係補助金交付要綱というのもございますので、その中でそういったことが補助できるのか、またこれも、朝日の魅力づくり、または朝日へ来ていただくという呼び水にもなるかと思っておりますので、教育委員会のほうとも今後前向きに詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 前向きなご回答、ありがとうございます。

ぜひ、そうはいつでも、少子化とはいつでも、まだまだこういうクラブに参加できる子供たちっているわけだと思います。ですので、教育委員も含めて、学校、児童の積極的な参加というような声を出していただいて、やっていっていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

以上で1問目の質問を終わりたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

[9 番 小林弘之君登壇]

○9番（小林弘之君） 2問目の質問です。

朝日村旧庁舎跡地防災広場整備についてお伺いいたします。

今年3月の全員協議会で説明された拠点避難地整備事業に取りかかっていますが、3月末に旧庁舎の解体工事が終了し、今後、防災広場整備を推進するに当たり、何点か質問させていただきます。

(1) 先日、防災広場実施業務で、ドローンを用いた空中写真撮影、写真測量を行うチラシが来ましたが、地上測量は行われますか。

(2) 今後の推進計画は、どのような計画スケジュールになっていますか。小野沢地区の住民説明はいつしますか。

(3) 整備計画案の内容を見させていただきましたが、整備追加の要望でございます。

貯水槽はありますが、消火栓の追加をお願いしたい。古見の避難場所、ふれあい親水公園にあるようなあずまやの設置、村で考慮していただいた火の見やぐらの設置と安全対策、旧庁舎があったときに設置されていたような飲料水販売機の設置。

続きまして、(4) 整備後の維持。

トイレ、倉庫等施設の維持は村で行うが、敷地の草刈り等の維持管理は地元対応とするがあるが、これは決定事項なのでしょうか。

(5) 朝日村旧庁舎駐車場について。

3月の全員協議会でも確認いたしました。現状どうなっていますか。地権者との協議は終わっているのでしょうか。

以上、当局のご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

[会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇]

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員ご質問の朝日村旧役場庁舎跡地の防災広場整備につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、先日、防災広場の実施業務でドローンを用いた空中写真撮影、空中測量を行うということでしたが、地上測量は行わないのですかというご質問でございます。

防災広場整備の測量につきましては、ドローンによる空中からの写真測量と地上のレーザ

一測定の組合せで行っております。ドローンでは、地形と縦横断の高低差を計測する三次元点群測量を行いまして、地上からは既存の建物の角や水路など、ドローンの空中測量では確認できない箇所の補足測量として、トータルステーションという器具を用いましてレーザー測量を行っております。

ドローン測量を採用した大きな理由は、測量時間が短く費用削減が見込めるもので、現場の作業時間が非常に短く、広範囲の測量ができ、また、設計に必要な細かな高低差が分かるなどの利点が挙げられています。

続きまして、今後の推進計画ということで、計画スケジュール、小野沢地区の住民説明会についてのご質問でございます。

小野沢地区への説明につきましては、5月10日に小野沢区におきまして、土砂災害防災マップの検討会議が行われた際、区長、地区長、それと地元消防団の皆さんがお集まりでしたので、その場におきまして、防災広場整備の事業概要と大まかなスケジュールについて説明をさせていただいております。

今後のスケジュールにつきましては、現在、現地の測量を終え、基本設計を作成中でございます。基本設計につきましては、6月中に完了する予定でございますので、7月上旬に地元住民説明会を開催し、基本計画の内容についてご意見を伺う予定でございます。

その後、実施計画の作成に入りますけれども、実施設計書の作成を7月下旬に終了する予定でございます。そこで改めて地元住民の皆さんの説明会を開催し、工事の発注を行ってまいりたいと考えております。また、工事につきましては、年度内完成を目指し、来年3月の竣工を予定しております。

続きまして、整備計画の要望ということで、何点かご要望をいただいております。

今回の防災広場の整備につきましては、新田地区には防火貯水槽がないため、防災広場の一角に防火水槽を設置する計画でございます。

議員ご質問の消火栓についてでございますけれども、村内の消火栓の配置につきましては、おおむね半径200メートルに1か所を基本として設置をしております。今回の防災広場の整備地につきましても、県道の反対側に、萩原さんのお宅の角でございますけれども、そちらに消火栓がございますので、防火貯水槽への水の補給につきましては、ホースブリッジを使ったホース延長で可能と考えておりますけれども、消火栓の設置につきましては、第一分団のほうと今後検討させていただきたいと思っております。

続いて、あずまやでございますけれども、今回は防災広場ということで、災害時にテント

を張ることで救護場所として活用できるパーゴラを整備する予定でございます。このパーゴラでございますけれども、屋根付のものになりますので、ほとんどあずまやと同じものになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、火の見やぐらでございますけれども、敷地内にありました火の見やぐらは、昭和30年代の建築物と思われまふけれども、地元の皆さんには親しみのあるものでもございましたので、取壊しの際、最上部の一部を切断して残してあります。今後、防災広場内に基礎で固定し、安全対策を施した上で、モニュメントとして設置していきたいと考えております。

また、自動販売機につきましては、事業者さんから設置をしていただいているものになっておりますので、事業者へ照会をさせていただきます、もし希望があれば検討させていただきたいと思ひます。

いずれにしましても、現在、防災広場の整備案として基本設計図を作成しておりますので、それを基に、地元住民の皆さんや防災関係者のご意見を今後伺ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、整備後の維持についてということで、トイレ、倉庫等施設の維持は村で行いますけれども、敷地内の草刈り等の維持管理は地元対応とするとありますけれども、これは決定事項なのかということでございます。

今回整備する防災広場は、旧役場庁舎の跡地利用の地元住民アンケートの中で非常に要望の多かった公園、憩いの場、多目的広場、避難場所としてほしいという要望を踏まえて、災害時は避難場所として、平時は地域住民の憩いの場として活用できる防災広場としたものでございます。これにつきましては、地域住民の要望に応えた施設整備を行うものでございますので、ふだんの通常の維持管理につきましては、地元をお願いをいたしたいと思ひます。

村内でも公園を有する地区、また、古見ふれあい広場や西洗馬農村広場グラウンドなど類似した施設につきましては、全て村と協定を締結の上、区や地区で維持管理を行っていただいておりますので、今回の防災広場につきましても、同様の取扱いをお願いしたいと思っております。

続きまして、朝日村役場の駐車場の件でございます。

こちらの駐車場につきましては、現状どうなっているのか、地権者との折り返いは終わっているのかというご質問でございます。

旧役場駐車場につきましては、村としては利活用の意向はございませんで、地元小野沢区にも照会をしましたが、地元小野沢区でも利活用の意向はございませんでした。このため、

地権者の方々と跡地利用、返還等について協議を進めているところでございますけれども、所有者への返還につきましては、以前の原況といたしますか、田に復元して返還することになっておりますので、そういったところから、協議はちょっと進んでいない状況でございます。

また、この件につきましては、村では現在、各種公共施設用地が借地となっている箇所が、全村で旧役場駐車場を含めて26か所、面積で約3万平米に及んでおりまして、借地料の見直しを含め、村の大きな課題となっているところでございます。

このため、村では今年度、これら26か所の公共施設用地につきまして、改めて借地を継続していくのか、所有者に返還するのか、用地を取得するのか、方針を定めまして、借地の見直し計画を策定することになっております。旧役場駐車場につきましても、この借地見直しの計画の中で改めて方針を定め、今年度取り組むこととしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） ご説明ありがとうございます。

まず、（1）ですが、ドローンの写真測量と地上の測量と両方やっていると。両方やるんですが、その誤差といたしますか、そういうのは現状、今分かっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（北村直樹君） 上條課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員の2回目のご質問でございますけれども、測量の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、最近、測量技術も格段に進歩しておりまして、空中からのドローン撮影で、ほぼ土地の形とか、その高低差というものは全て、その写真を機械に入れることによって図面に落とせるような仕組みになっております。そこで、どうしても建物の陰等で、ドローンで撮影ができない部分がございます。今回、具体的に言いますと、今回残したトイレの隅とか、そういったところは、空中だと陰になってしまって分からない状況がございますので、そちらにつきましては地上のほうからレーザー測量を行って補足をしております。

いずれも、どちらの測量につきましても、基準点を中心に、基準点を基にした測量になっておりますので、基準点から両方の測量結果は合わせる事が可能ですので、そういったこ

とで2つの測量は一つに合わせてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 分かりました。

私は何を心配しているかという、要は設置地権者との境の部分で問題になってはいけないというようなところで、そこら辺を十分に地権者との合意というか立会ひの下、よく説明していただき、問題にならないようにしていただきたいということです。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） すみません、測量の関係でございますけれども、今回行った測量は、あくまでも設計図を作るための測量になっておりまして、近隣の皆さんとの境界の測量につきましては、今後、工事に入る前までに用地測量という測量を行わせていただきます。その際に、境界の確認、それぞれ立会ひの下確認していただき、用地測量を行います。

用地測量につきましては、地積測量図を作成しまして、登記所のほうに登記まで行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） ぜひ地権者との合意といいますか、理解できるような形で、よろしくお願ひします。

2番目の質問の計画スケジュールということですが、7月上旬頃、地元地域に説明するということですが、最終的な、今年度中ということになると3月ですよね。防災の観点からいうと、もっと前倒しで、今年度中とはいわず、早めの前倒しで、スピードを持って実行していただきたいというのが我々の思いでございます。

また、先ほど説明されましたが、これまでの経緯として、地区意見集約やアンケート調査をしていますが、この2年、3年、コロナ禍の中もあり、住民説明会もなかなかできなかったというのは理解しますが、ぜひ地域住民が理解、また満足できるような説明会をお願ひしたいと思ひます。

3番目ですが、先ほど貯水槽、消火栓、半径200メートル以内、先ほど、県道を挟んで消火栓はあります、確かに。そこをブリッジでという話がありましたが、そこを車等で走って

くると、非常に危険も伴うと。緊急時の場合であって、ぜひそっちの敷地内の中に1基設けていただければ万全かと、私の中では思っております。

また、この3番目の質問については、地元の住民説明会で、まだほかに要望等出てくるかと思っておりますので、そのときはまた聞いていただきたいと思います。

4番目の整備後の維持ということですが、地元をお願いするということですが、この跡地は唯一、村が保有している土地でございます。ですので、お願いすることはいいと思うんですが、やっぱり村の保有土地で、地元で管理をお願いしたい、草刈り等あると思うんですが、村でお願いするのであれば、管理費等を見ていただいて、そこを補うところの面倒は多少なりとも見ていただけたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 整備後の維持につきましては、村内でも、先ほども申し上げました公園を有する地区、また区では、古見ふれあい広場、それとか西洗馬農村広場グラウンド等の同様の施設につきましても、全て村と協定を締結の上、それぞれの区や地区に維持管理を行っていただいております。

一つは、地元の皆さんの憩いの場、多目的広場等になるものでもございますので、住民協働という考え方からの上も、ぜひ住民の皆さんに維持管理はしていただきたいと思いますと思っております。

施設のほうも、できるだけ草が生えないようなクレー舗装等を行いまして、なるべく維持管理がかからないような施工をしていきたいなというふうに考えております。ただ、細かい維持管理の内容につきましては、今後、村と地元の皆さんと協定を結ばせていただいて、やっていきたいと思っておりますので、基本的なところは住民の皆さんをお願いしたいと考えております。

ちょっと費用の面につきましては、ほかの施設もございまして、また併せて検討はさせてもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 私は、ほかの施設のこともあると思うんですが、ここは、先ほども申したように村の跡地ということで、管理するのを地元をお願いするのであれば、私の今の意見では、そういう、普通考えられる管理費をそうやって支払って維持してもらおうというのが

私の思いです。

でも、住民説明会のときに、そういう管理について説明していただいたり、地元がどういふふうなことが一番いいのかも含めて、そのときにまた検討課題にさせていただければいいかと思しますので、ぜひお願いします。

(5) 番目ですが、もうこちらの新庁舎に移られて4年以上たっているわけですが、まだいまだに、いまだにと言ってはおかしいんですが、解決に至っていないということなんですが、4年経過して解決たっていない、その間でも借地料を払っているわけですね。

こういうところが、先ほど26か所借地があるということですが、こういう問題がほかにもこれから出てくると私は思うんですが、こういうところをやっぱり問題、お金を放出している、解決できればいいんですが、そういうところをやっぱり行政側も、なかなか表に出てこないものでいけないんですが、問題を後回しにしないで、こういう部分をぜひ解決していただきたいのが私の考えであります、どうでしょう。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 小林議員さんの旧役場駐車場の関係のご質問でございますけれども、行政としまして、昨年だったと思いますけれども、村内の公共施設26か所が借地になっているということで、借地料も含めて大きな課題である、様々なちょっと問題が起こっている状況もございます。

そういったことで、今年度そういったものを集約して、一体その土地を今後どうしていくのかということ、それぞれの施設について今年方針を定めて、測量もしていない箇所もありますので、そういった測量も含めて、解決の方向のためにどういった方策をやっていくのかという計画書を今年策定することになっておりますので、その中で旧役場駐車場につきましても併せて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 今説明ありましたけれども、早い段階でそういうことに取り組んでいただいて、それと、今言った駐車場の跡地、それも含めてとはあるんですが、もう目に見えて、ほかのところは今後という、測量等したり、長い時間はかかると思うんですが、この駐車場に関しては既に、先ほども言いましたが、4年以上もたっているんだと。そういう中で、

解決していないのはどういうことだということになるものですから、どうか村長含め、ぜひ早い時期に納得いくような解決をしていただきたいと思います。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、小林弘之議員の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、塩原智恵美議員。

塩原智恵美議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 10番、塩原智恵美でございます。

私は1問、村民の満足度向上こそが人口確保対策という趣旨で質問いたします。

先月開かれた定例の議会全員協議会は、村から提出された人口確保対策の協議が筆頭にありました。内容は、過去2年間の人口減少が95人の転出超過となり、この転出超過とは、村から外へ出られる方、そして外から朝日村に入られる方、その差が転出した数が多い、その場合を転出超過といいます。95人の転出超過となり、これまでにない大きな数字であることから歯止めをかけたい、そのために人口確保対策を講じるというものでした。

村の説明によると、令和2年の国勢調査の年を区切りにして、その前後の転入と転出の動きについて、令和2年より前の5年間の累計は2人の転出超過で、総人口はほぼ現状維持できました。しかし、その後の2年間で95人の転出超過となり、大きく人口減少したという内容でした。令和2年の前と後で比較すると約50倍の人口減少で、これは危機感を覚える数字です。

なぜ令和2年前の5年間は人口維持できたのか。その大きな要因と思われるのが、向陽台住宅団地の第1期と2期の分譲です。これによって、転入者は148人、結果として村の人口は何とか維持したと思われまます。

村が示した資料の中で、私が注目したのは転出者の数です。人口維持した令和2年以前は毎年135人ずつ転出、しかし、その後は150人ずつ転出、1割以上増加しております。一方で、出生と死亡者は、令和2年以前の平均値は出生が28人、死亡は51人で、その差23人が毎年減少してきております。これに対して、直近2年の出生はさらに6人減り、逆に死亡者は8人の増加で、結果、減少者37人となり、令和2年前の減少者23人に対して、自然現象は1.6倍

の速さで進んでおります。

向陽台住宅政策は、若い年齢層をターゲットにした人口確保対策でしたが、現在、村の人口は加速度的に減少を続けております。これらの数字が示す意味と、こうした事態に陥っている本質的な原因は何か、詳細な分析の必要性を私は繰り返し申し上げてきております。このままだと、第6次総合計画で示した人口ビジョン、チャレンジ目標3,100人達成は程遠いと感じます。

この日、村が示した人口確保対策は、次の3事業を切れ目なく総合的に推進するとしました。1、おひさま保育園跡地の優良賃貸住宅の整備、2、中組バイパス沿いの新規住宅団地整備、3、空き家活用事業、以上3つの事業ですが、村はこのうち、旧おひさま保育園跡地の住宅整備について、本郷地区、下洗馬地区の説明会を終了し、中組バイパス新規住宅団地も地権者説明会を終了しております。

こうした状況を踏まえて、村が積極的に進めようとしている人口確保対策の取り組み方と考え方について改めて確認するとともに、村民生活の満足度の向上こそが解決策でないのか、こうした視点で質問します。

初めに、村の考えている3つの事業について伺います。

1、旧おひさま保育園の優良賃貸住宅は地元と合意に至っていない。どのような基準で建設の可否を決定するのか。

2、中組の新規住宅団地整備事業は土地開発公社理事会で事業の決定をしたと聞くが、該当箇所は村の国土利用計画には宅地開発の計画地とされておらず、村が策定した農業振興地域整備計画書に農用地区域として全ての筆が位置づけられている。こうした現存する2つの計画に一致しない開発計画は、村民の理解を得られると思うか見解を伺う。また、理解を得る努力をどう進めるか。

3、村は令和3年度に空き家調査と空き家所有者意向調査を実施、これを踏まえて、今年度とこれから先はどのような取組を進めるか。

以上ですが、3番目の質問は、先ほど中村議員のご答弁を伺いましたので、この関係については答弁を省略していただいて結構です。ただし、先ほどの答弁の中で、村の把握した空き家122件に対し、アンケート回答は75件でした。残り47件の未回答の処理は終了しているのか、そこをお答えください。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、塩原議員ご質問の人口確保対策についてお答えをいたします。

まず初めに、旧おひさま保育園跡地の地域優良賃貸住宅の地元合意と建設可否の決定についてでございますが、これまで、まず近隣の方を対象としまして、令和3年8月に文書での意見聴取、令和3年9月に1回目の説明会、令和4年1月に2回目の説明会を実施しました。避難場所や日陰の問題等について意見をいただき、それらを考慮したイメージ案をつくり、5月29日に本郷地区、6月12日に下洗馬地区への地元説明会を行っております。

その際、直接お話を伺いするとともに、アンケートでの意見聴取をお願いさせていただきました。その取りまとめ結果につきましては、現在まだアンケートを全部いただいているわけではございませんが、まとまった段階で、地元の皆様にまた説明をさせていただくこととなっております。

旧おひさま保育園跡地は村有地であり、用地取得のための費用が必要なく、宅地となっているため、農地から宅地への転用の手続の必要がなく、安価で早期の住宅建設が可能な箇所でございます。地元の皆様にご理解をいただけるよう説明会を行い、また、いただいたご意見を基に、計画に反映できるところは見直すよう協議をしながら、地元の皆様のご意見を伺いながら検討を進めてまいります。また、建設可否の決定につきましては、現在では具体的な基準はございません。

先ほど塩原議員がおっしゃられたとおり、令和2年度から令和3年度にかけての転出者数の増加は、非常に危機的な状況でございます。この転出者の多くは、20代から30代、40代の子供を産み育てることが可能な若い世代であり、その世代が転出することにより、出生数の減少にも連動してくると思われまます。

そこで、村では、令和2年度、令和3年度に転出された方のうち、20歳から59歳までの方を対象に、今年度4月から5月にかけてアンケートを実施しました。内容は、現在の世帯の状況、住居の状況、今後の朝日村に戻るきっかけ等についてお伺いしたものでございます。42人の方からご回答をいただきました。

回答状況でございますが、今後、朝日村にいずれ戻る、戻る可能性がある、分らないと回答した方の戻るきっかけにつきましては、複数回答ではございますが、子育て環境の充実、交通環境の充実、生活環境、いわゆる商店ですとか医療関係の充実、また就労環境の充実、

そして住宅環境の充実が、ほぼ同じくらいとなっております。

現在村では、子育て支援としまして、今年度から高校生の通学補助や小学校の給食費無料化を始めました。また、大きな課題である公共交通の充実として、令和2年度から買物バスの運行を実施し、今年度から村営バス広丘線帰りの便の復便化の計画、また、来年度へ向けての市立病院方面への新規バス路線の検討を進めております。それから、就労環境の充実としまして、テレワーク施設の整備や企業誘致による雇用の創出など、様々な事業を進めております。

ただ、事業を進めていく中で、やはり住むところがなければ、転入の減、転出の増を抑えることができませんので、ますます人口が減少し、深刻な状況となってまいります。村としましては、子供を産み育てる世代の増加を図るには、新婚・子育て世帯を対象とする地域優良賃貸住宅が必要であると考え、計画をしております。

ご理解いただけるよう丁寧に説明をしていきたいと考えております。ですので、よろしくお願いたします。

次に、中組バイパス沿いの住宅団地整備事業への村民理解についてお答えをいたします。

平成29年に策定しました朝日村土地利用計画では、平成27年から令和7年までの間で、住宅地を4ヘクタール増加させる目標としております。村では、向陽台住宅団地の整備を実施し、第2期で約1ヘクタール、3期で約0.8ヘクタール、合わせまして約1.8ヘクタールの住宅地の増となっております。

また、民間の事業ですが、三村写真館様横の宅地整備として、0.2ヘクタール弱が農地から転用されております。これらを合わせまして、合計で2ヘクタール弱ですので、朝日村土地開発公社で計画を進めております中組の住宅団地造成事業約0.9ヘクタールを実施した場合においても、目標の4ヘクタールにまだ満たない状況でございます。

また、この箇所は、平成11年に策定されました農業振興地域整備計画書におきまして、議員のおっしゃるとおり、農用地区域とされておりますが、現況は住宅に隣接した農地であり、現在ほとんど作付されていない状況でございますので、農振除外等の手続は不可能ではないと考えております。

村としましては、優良な農地は農地として今後も確保してまいります。朝日村第6次総合計画に位置づけてあります子育て世代や若者等の移住・定住促進のための住宅確保活用事業としまして、耕作放棄地や農地としての利用が現実的でない場所につきましては宅地化し、有効活用したいと考えております。

この件につきましては、ご理解いただけるものと思っております。また、地権者及び近隣の皆様、村民の皆様に対し、説明会の開催や広報紙等による周知を行い、ご理解いただけるよう努めてまいります。

先ほども申し上げましたとおり、特に若い世代の転出増及び出生数の減により深刻な状況ですので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

次に、空き家活用事業につきまして、今年度とこれから先の取組についてでございます。

平成22年に開始しました空き家バンク事業……

〔「議長、私は先ほど、そこは省略していただいていいと申し上げました。大池課長にご答弁いただければ結構です」の声あり〕

○議長（北村直樹君） それ以外で追加でございましたら、どうぞ。

○企画財政課長（清沢さおり君） すみません、では、追加でご説明したい部分だけお話をさせていただきます。

昨年度のアンケートで27件、空き家バンクへの登録を希望、検討したいというお答えをいただきましたが、整理したところ、賃貸を希望される物件は10件ございまして、この10件につきましては、空き家バンク事業の概要、要綱、登録申込書等を所有者の方宛てに5月に発送させていただいております。まだ現在、お問合せ、登録の申請等はございませんが、申請等がありましたら対応していく予定であります。

また、この27件の中に、空き家バンク事業では取り扱っていない売却や解体を希望される物件もありましたので、事業の周知が必要と考え、これから進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 塩原議員のご質問ですが、先ほど中村議員の質問の中で、47件が回答がありませんので、そちらもアプローチできておりませんので、今後、その物件がどういうものかも、すみません、ちょっとまだ把握ができておりませんので、把握して、アプローチできる、村内の方ならすぐできるんですが、村外、県外という可能性もありますので、何か文書を出して考えていきたい、検討していきたい課題ではありますので、解決に向けて協議をしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） ちょっと本論のほうに、時間がちょっとなくなってきてしまいましたので、先ほど清沢課長の答弁の中で、国土利用計画の4ヘクタールの説明が、私の認識とは随分ずれていると思います。

朝日村の国土利用計画は、第5次総合計画、今6次なんですけれども、第5次総合計画に基づいてできております。その中の4ヘクタールは詳細な説明があります。向陽台住宅団地2期・3期合わせて、そのところは3ヘクタールと書いてあります。何かつじつま合わせの説明しましたが、きちっとやっぱり説明することは、私は大事なことだと思います。それだけ申し上げたいと思います。

それから、空き家の関係なんですけど、47件の未回答の処理、これは122件、やはり全体の空き家の把握を正確にしないと、会議を開いても効果のある会議にはならないかと思います。ぜひ実態調査を把握して、122件全部をできる限り努力して対応していただきたいと思います。

では、本論の2回目の質問に移ります。

おひさま保育園跡地の村営住宅ですが、これまで村が実施した説明会は、隣接の限られた関係者だけで進めてきました。5月29日説明会は、地元本郷地区の求めで住民全員を対象とした会議で、村営住宅建設の説明は初めて聞く方がほとんどでした。私はこれを傍聴しました。

会議の意見は次のとおりです。村が計画した住宅建設は地域全体に影響があり、地域の問題である。それにもかかわらず、知らない人がほとんどで、なぜ早く説明できなかったのか。同様に、マレットゴルフ場も地区の財産であり、地域住民は知る必要があるのに、地元の説明がないまま廃止の方向と聞く。こうした状態は、住民と村の意思疎通がなく、知らないところで話が進んで決まってしまうことに違和感を覚える。箱物は要らない。その予算を福祉や子育てに使ってほしい、こうした意見が主流で、建設に賛成する声は少数でした。

説明会で私が違和感を覚えたのは、複数の方から、建設ありきで進めるのかという問いに対して、村長は、唯一の村の土地だから人口を増やすために使わせてほしい、皆さんにお願いしたいと述べるにとどめ、質問に対する返事はなく、村のお願いの場になったことです。そして最後に、90%反対なら最終判断すると述べました。

初めて村の説明を聞いた村民は、このやり取りをどう受け止めたのでしょうか、お尋ねしま

す。村の説明会とは、住民の意見を聞いて、お互いの理解を深める場ではないのでしょうか。

もう一つ、90%反対とは、10%の賛成があれば、先ほど基準がないと課長は申し上げました。10%賛成があれば、村は住宅を建てるという解釈でしょうか、説明してください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のご質問ですが、本郷地区の説明会の折の話ですよね。大方の方が反対ならば住宅建設を考え直さざるを得ないという意味で、私は答弁したような記憶がございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） そのことにつきましては、ちょっと後で触れますので、もう一点お願いしたいと思います。

本郷地区は説明会の後、村から求められた住宅建設のアンケートを提出するために、地区単独の常会を6月10日に開きました。先ほど課長がお話ししておりましたが、提出期限は昨日でしたから、既に村へ報告されていると思います。

私は、このときの常会の様子を伺いました。大多数の意見は次のとおりです。今は箱物は要らない。人口対策は理解するが、アパート建設は地域住民の暮らしを変えてくれるものではない。現在村に住んでいる人がこのまま安心して暮らすことができること、または村から出ていけない環境を確保するほうが優先度は高い。村のインフラが不十分で日常生活に影響している。私たちは安全で安心して暮らしたいだけだ、こうした内容を伺いました。本郷が2回目の会議を設けたのは、なるべく多くの住民の皆さんの声を村に届けたいという思いがあったそうです。

これを踏まえてお尋ねします。

まず課長、まだまとまっていないというお話でした。ただいま私が申し上げました。こうした地元の意向をどのように受け止めておりますか。率直なご感想でいいです。

そして、もう一点伺います。

村の計画を地域へ説明するに当たり、多様な意見は当然あります。昔も今も行政に求められるのは、合意形成という原則です。合意形成とはどういう意味でしょうか。なぜ必要でしょうか。課長と村長に伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 本郷地区の説明会の後のアンケートにつきましては、昨日の午後、地区長さんともう一人の方とお見えになって、お預かりをしました。その際、1時間ほどお話をする中で、まだ説明が足りないということで、十分に理解をされていないというようなこともありましたので、またアンケートを取りまとめた結果、再度ご説明をするということでお話をしております。

まだまだ、まず1回目のお話でしたので、住民の皆様には全く理解を、もちろん1回ではできないものと思っておりますので、結果を含め、また、下洗馬地区の説明会も日曜日にあったばかりでございますので、その経過も含めまして、再度また説明会をさせていただくということでお話をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

合意形成につきましては、やはり全員が納得するというのは、なかなか難しいことだと思います。その中で、特に地元の皆さんにご迷惑をおかけするようなことはないようにしなければいけないとは思っております。その中で、調整できる部分は調整していくように、説明会のご意見を反映させていただくように努めてはまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、塩原議員のおっしゃられていることは、人口ビジョン、また第6次総合計画、この計画の下に行政として、どうしたら人口をなるべく減らさないようにしていったらいいかという最大のテーマに対する、いろいろなお願い、または、最大のテーマに対する解決策をご提示しているわけです。それが全て駄目だということになれば、これはどうしようもありません。それをどうするか、そこだと思えます。

人口維持対策は住宅ばかりじゃなくて、先ほどあるように福祉の向上、または子供たちが住みよい環境、子育てのしやすい環境、いろいろあります。ご提案の満足度を上げる、これは全てのことを加味した内容であります。だから、そういったものの一つとして、住宅を何とか整備をしていきたいという行政の狙いでもあります。

そこに適地として、旧おひさまの保育園は村有地だし、あそこは宅地になっているし、本当に手続が簡単に、皆さんの合意が取れば、地元の皆さん、また議員の皆さんの合意が取

れば、そういった事業が進められるということで、我々は真剣に取り組んでいるわけです。

それと、もう一つ、この間から、第1分団の消防団員の大方が村外にいて通ってくるというお話で、やっと昨日、その状況が見えてまいりました。村外に出て、それから消防で通ってくる人たちの大方が、まずは結婚により村外へ出たと。そのときに、やはり住宅地がない、住環境がない、こういったことが、まず要因の一つとして、大きくクローズアップできることが見てとれます。

そういったことで、確かに今、子育てを中心とする若者が村外へ一旦出るというのの一つの理由として、親元を離れて、この朝日にいたいんだけども住むところがすぐがない、こういったことが一つ大きな要因だと我々は捉えておりますので、もし住民の地元の皆さんの合意が取れるならば、あそこは宅地にしてまいりたいというのが今の思いです。

ただ、何も判断基準はありませんが、大方の方が賛同いただけるならば、村営の住宅として推進をしてみたいというのが今の考え方です。

これからまた、下洗馬地区の意見も集約されてくると思いますので、両方の意見が集約されてきて、もう1回でも2回でも説明会を開いてほしいということであれば、当然のこと喜んで説明会をして、ご賛同をいただいていくというのが今後の流れかと思えます。

以上です。

〔「合意形成」の声あり〕

○村長（小林弘幸君） 合意形成とは、例えば地元の皆さんでしたら、半数以上の方が賛成してくれれば、私は一つの合意形成だと思います。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 正確に合意形成という言葉をお伝えしたいと思います。

合意形成とその必要性ですが、近畿運輸局のホームページで、公共交通対策の関係で提供されております。次のとおりです。

行政主導型でプロジェクトを進めると、意思決定の過程や責任の所在など、公共事業の効率性や透明性について、行政と住民との信頼関係が薄れる。そして、行政主導の意思決定だけでは、人々の価値観や見解が多様化する時代の中で公共事業が推進できなくなり、従来のやり方を補強・改善するために、住民に政策決定の過程に積極的に参加してもらうことによって事業の透明性確保を向上させ、同時に住民の理解を得る。したがって、合意形成とは、利害関係者で事業の内容と実施について意見の一致を図ることが目的である。

一方、行政と住民が顔を合わせて交流を図り、双方のコミュニケーションを通じて価値観や考え方の違いなど相互理解を深める場であり、結果として信頼関係が築ける。そして、さらに地元への愛着や誇りへつながる。具体的には、行政自らが地域に出向いて生の声を聞くこと。計画の前、検討の段階から住民に話すこと、そして、ここが大事ですが、行政の方針を伝えることを急ぐな、まずは聞き手に回れ、このように提供されております。

ここ数年、村の中で不満の声が目立ってきております。入三で起きた分館事業の中止、横出ヶ崎の企業進出に伴う村の説明不足、先ほどの林議員の一般質問、大尾沢林道愛護会の説明の件、おひさま保育園の跡地利用、今回ですね、それとマレットゴルフ場の地元説明の対応など、これらはいずれも、地域に向き合う行政の姿勢に異を唱えているものと理解します。

こうしたことが合意形成という考え方ですね。計画の段階から事業ありきではなく、最初の検討の段階から地域住民に話をし、説明をして、理解をしていただく、これが合意形成です。自治体によっては、これの指針を定めているところがございます。これが自治体の仕事の進め方だということでもあります。ご認識をお願いしたいと思います。

そこで、先ほど人口ビジョンのお話がありました。人口確保対策ですが、村が示した3つの事業、アパート建設、住宅団地の整備、空き家活用、このうち、村が今優先して取り組んでいるのは、アパート建設と住宅団地の整備です。

私は、3番目の空き家対策が最も優先度が高いと考えます。その理由は、人口減少が進むことによって、空き家と農地がセットで連動するため、村の景観に大きく影響するからです。現在、村内のあちらこちらに散見し、現実問題となっていることから、早急に、そして着実に取り組むことが今求められていると思います。

この空き家につきましては、私は、今日は空き家を一生懸命やろうかと思ったんですが、ちょっと論点が違うと思ひまして、また別の機会にしたいと思ひます。

そこで、村が今、優先順位にしているアパートと住宅団地の整備ですが、本当に正しい選択なのかが問われると思ひます。私は以前から、人口減少の分析をしているのか、何回か尋ねてきましたが、今のところ明快な答えはありません。そして、今村が一生懸命やっていることは、朝日村から出ていっている方たちに、何で朝日村に住まないのかということを生懸命調査しております。

一つ聞きたいですね、人口ビジョン3100、この数字はどのように決めたのかお答えください。そしてまた、村長は最近、見直しについて言及しております。その理由も併せてお願いします。3,100人の人口ビジョンを見直さなければいけないというようなことを全協の中で

……いいです、じゃ結構です。3,100人の根拠をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 3,100人の、ちょっと今、資料を持ってこないと正確な返答にならないかもしれませんが、記憶では、社人研のでは到底村は成り行かなくなる。ですから、あれの何%かの維持に今後、何もしなければの数値ですよ。だから、それから何かいろんな改善を加えて、そこに持っていこうということで、3,100というのをたたき出したように思っています。

ですから、何の活動でもいいから、人口を維持するための活動をしなくちゃいけないと、そういうことだと思います。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 総務課長、もしお分かりなら、当時の担当課長ですからお答えください。3,100とした根拠です。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） すみません、ちょっと私もうろ覚えなんですけれども、3,100人の人口目標については、まず社人研の人口推計という数値がございまして、それが多分、1,800くらいに人口が減少してしまうという予測だったと思います。一旦村は、死亡は抑えられないということで、まず出生の考え方ですけれども、出生については、県と同じ出生率を使うということで算定をしております。残るのが社会増減で、いわゆる転入・転出になると思います。

転入と転出の差を今までどおり、向陽台の住宅団地のような住宅施策をやらないと、多分マイナス22、毎年マイナス22人ずつ人口が減るとい推計が出ていたと思います。それをどうにか抑えて、毎年5人くらいの減少に抑えていこうということで、それはいろんな人口施策をして、マイナス22になるところをマイナス……すみません、そこがちょっと、11くらいだったと、うろ覚えですけれども、そこを抑えていこうということで、いわゆる社会増減の差を社人研の推計より、どうにか努力してやっっていこうと。それはいろんな住宅施策であったり、すみません、それが人づくり、地域づくりとありますが、いわゆる出産、子育て、移

住・定住、雇用の創出、それと暮らしやすい地域づくり、この4つでそれを達成しようとして導き出したのが、チャレンジ目標の3,100人だったと思います。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） やっぱり人口ビジョン、すみません、大変申し訳ない言い方になっちゃうかもしれませんが、人口ビジョンは、と思いますという答え方というのは、そんなに人口ビジョンは、あまり根拠に基づいた数字で積み上げたものではないのかなという印象を今受けました。結局、社人研の数字ではひどい状態なので、そこのところを村がこれから努力していくことによって、チャレンジ目標をつくったんだと、そういうような今説明だったかと思います。

私、ちょっとここで生坂村の例を示しながら、提案をさせていただきながら、まとめたいと思います。満足度向上というところにも及ぶ話になってきます。そして、いかに根拠に基づく仕事をしなければいけないのか、そこのところをちょっと役場の執行部の側には考えていただければいいかなと思って、まとめてみました。

村づくりは、根拠に基づく仕事、EBPM、これは皆さん十分承知のことと思います、このEBPMを持って取り組むことが重要であると、近年特に言われております。したがって、人口ビジョンは、根拠に基づく推計が非常に重要であると申し上げたいです。その理由は、人口に応じた一つ一つの取組が未来の村づくりに直結するからです。なるべく可能な限り、確かな正しい政策の継続が結果を生むと考えます。確かな正しい政策の継続です。

人口ビジョンは、2060年の村の姿をどんな村にするのか、イメージしてつくるものと理解しております。よって、取り組む政策と実施内容によって、結果は大きく左右されます。

生坂村の具体例を紹介します。出生・死亡・転入・転出、この4つが人口を決めます。これら全ての分析を、生坂村は20年前からたどって傾向を確かめ、その上で、先ほど課長がおっしゃった様々な要因を考慮して、2060年の推計値を決めております。ビジョンをつくったのは平成27年です。

人口ビジョンの最終ページに、考えられる対策と展望をまとめてあります。村内での仕事確保をはじめ、住宅整備のこと、高校生通学以降の転出の抑制をするために、高校生で進学すれば、必ず生坂村は外へ出るようなんですね。そこからの若い青年たちの転出抑制をするために、いずれは村に戻りやすい仕組みづくりの必要性。高齢者、ここにも焦点を当てています。転出、それは困ると、だから、施設入所による転出、分析しているんです。高齢者は

施設入所で転出している人がほとんどだと。だから、施設入所による転出を防ぐために、高齢者のことをしっかり考えて、介護予防や生活支援施策の必要性、これがあるとまとめていきます。

7年前につくったビジョンは、令和2年の国勢調査では、社会保障・人口問題研究所が出した推計値より多い人口を確保しました。7年前から始めた村の施策が実績となっていると見受けられます。

人口維持に大きく貢献しているのが地域おこし協力隊と新規就農研修生で、特に地域おこし協力隊は、国の制度が始まった当初、平成21年から取り組み、夫婦が多く、子供も生まれ、今は60人近くが定住しているとのこと。隊員として経験を積んだ卒業生は、現在村の戦力となり、集落支援員をはじめ、空き家対策、移住者支援、お焼きなど特産品作り、道の駅のスタッフ、村の情報発信など、様々な分野で村を支えているそうです。生坂村は、招いた協力隊員を大切に育て、村を支える人的財産になるよう対応してきたと言っておりました。

朝日村は、これから人口ビジョンを仮に見直すとしたら、生坂村の取組は参考となる事例と思われます。よい循環が生まれるビジョンをつくっていただきたいと思います。

そして、やはり村民の満足度を上げるのは、コミュニケーションを取るところからがスタートだと考えます。生坂の事例が続きますが、生坂は、コロナ前は村内10地区全てを対象にして、毎年5月、6月に村の仕事の説明会を実施してきたそうです。しかし、コロナによって、初めの年は中止、その後、令和2年と令和3年は、全ての地区にオンライン開催できる環境を整えて、説明会を再開したそうです。

ちょっとしたことで村民の満足度は上がります。満足度の向上は、愛郷心を育て、やがては人口流出を防ぐものと考えます。大切な視点だと思います。この6月の議会で、東京電力の償却資産による税収が大きく増えたと聞きました。村の財政計画も潤うと考えます。

提案です。人口ビジョンに基づいた上で、道路の修繕計画や旭ヶ丘団地の改修計画の前倒しを含めて、公共料金や村の公共施設の老朽化対策など全体の計画を見直し、その上で、村民と意見交換して計画に反映したらいかがでしょうか。そのための村民懇談会開催を提案して質問を終わります。

以上で質問とします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局……よろしいですか、終わり。

〔「ええ、私は終わります」の声あり〕

○議長（北村直樹君） それでは……

〔「今のに対して」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 当局側としての考えをお伝えしたいということですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北村直樹君） いかがいたしましょうか、塩原議員。

〔「どうぞ」の声あり〕

○議長（北村直樹君） では、自席のままで聞いてください。そのまま、自席のままで結構です。

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） すみません、ちょっと人口ビジョンの関係と村の取組の関係ですけれども、朝日村も最初、人口ビジョンを策定したのは平成27年です。先ほど生坂村のお話がありました。

朝日村は、その以前から取組は行っておりまして、向陽台の住宅整備、それと保育園の保育料の無料化、それと空き家対策、そういったものやってきて、それで、人口ビジョンの最初の5年間は転入と転出の差が、それまでは5年で120を超えていたものが、5年で10人しか転入・転出の差がなくなったということで、そういった取組をしっかりと村もやってきたということです。

それと今、3,100人の人口目標につきましても、ちょっと今手持ちで資料はないですけども、ちゃんとしたロードマップ、こういったことで、その目標は達成するんだというものはちゃんと立ててありますので、またしっかり見ていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を入れたいと思います。

再開を15時からいたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、一般質問を再開いたします。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 1番、羽多野美映です。

本日私は、2項目の質問をさせていただきます。

1問目、続・投票率向上の取組についてです。

3月定例会において、投票率向上の取組について質問をいたしました。全村民が参加する村政を目指すため、投票率というのが一つの指標として判断できると考えているからです。前回は、現段階で選挙管理委員会が行っている取組について、選挙管理委員長よりお答えをいただきました。

総務省のホームページの選挙管理機関のページを見ますと、以下のような説明があります。一部抜粋です。選挙管理委員会は、選挙に関する事務の管理のほかにも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して選挙人の政治常識の向上に努めることや、投票の方法、選挙違反など、選挙について必要と認める事項を選挙人によく知らせることも重要な職務です。

朝日村の選挙管理委員会では、基本的な職務に関しての取組は、表面的に見れば、なされていると言えます。しかしながら、過去の投票率データから判断すると、委員会での取組が有権者の投票意識向上につながるものではないという推測ができます。

私は先日、筑北村の元選挙管理委員長である佐藤勝彦さんに、筑北村の取組についてお話を伺いました。佐藤さんは、移動投票所開設や若者への投票呼びかけの成果を評価され、総務大臣表彰を受賞されました。

東筑摩郡区では、筑北村と当村の投票率は10ポイントから20ポイントの差があります。筑北村では必ず何か変わった取組をしているはずだと期待しておりましたが、基本的な部分では、取組に差があるようには思えませんでした。しかし、伺っていくうちに、当村の取組と大きく違っていた点が2つありました。

1つ目は、小さい村だからこそできるコミュニティネットワークの利用です。

筑北村は選挙立会人の公募をすると、抽選になるほどの人が集まるそうです。周知方法について伺ったところ、広報や告知放送だけでは絶対に人は集まらない。各地から選出されている委員が、足を使ったり情報交換をしながら、地域の人たちに声かけをして公募している

ことを知らせたり、特に18歳以上の若い人たちがいる家庭においては、社会を知るための経験になるとお勧めをする。地道だが一番確実な周知活動とおっしゃっていました。

佐藤さんは、筑北村は小さい村ですからとおっしゃいましたが、令和2年のデータで総人口を比較すると、筑北村と朝日村では百数名、有権者で見ますと、筑北村のほうが102名多いという状況で、ほとんど同じくらいの規模と考えてもよいと思います。であるならば、朝日村でも同じ取組はできないかなという疑問は生じます。

2つ目は、選挙事務局と委員会の信頼関係です。

筑北村では、選挙事務局に配置している専任職員は1名だそうです。もちろん選挙になれば、ほかの課より補充をして人員の確保がされるようですが、ふだんは1名のみで職務を遂行しているそうです。佐藤さんは、事務局が用意したとおりに各委員が動いただけ、今回の賞は事務局の職員が受けるべきもので、筑北村の職員は有能な人材が多いんですよとおっしゃっていました。事務局と選挙管理委員会における信頼関係の下、取組がなされているということを感じました。

今回の質問では、別紙に資料としてお示ししました東筑摩郡区の投票率、朝日村における年齢層別投票率のデータをご覧いただきながら、お答えいただきたいと思います。

1、表1から3で示したとおりに、朝日村は東筑摩郡区におきまして投票率が最下位です、こう私は資料をお示しいたしましたが、先ほど選挙管理委員会から頂きました資料と比べますと、少し相違があるようです。この点につきましては、選挙管理委員長の説明をいただきたいと思います。

前回の答弁では、選挙管理委員長は、このことを憂慮しているとおっしゃいましたが、投票率が低いという認識が選挙管理委員会及び選挙管理事務局にあるかどうか。また、このことについて、委員会内で話合いが持たれたかという点。来月以降、参議院選挙及び県知事選挙が予定されていますが、今までと違う取組をするかどうかをお聞きます。

2、年代別投票率からも分かりますように、20代から30代の投票率が低い状況です。前回の答弁では、18歳選挙権に年齢を引き下げた経緯から、成人式においては明るい選挙のパンフレットを配布するのみで、積極的な啓発活動は行っていないと伺いました。

成人の年齢も、今年から18歳に引き下げられますが、朝日村では成人式開催をどのように予定しているのか。その際、選挙に対する啓発活動をどのようにしていくか。参考データである投票率を意識していただいた上で、検討していることを教えていただきたい。

3、前回、出前講座に関しては、教育委員会と検討中とご答弁いただきました。コロナの

影響で外部の者が入りづらい状況ではありますが、今年度は選挙の機会が多く、生きた教材として利用し、認知度を高めるよい機会だと思います。進捗について伺います。

4、一口に投票率向上といっても、目標設定もなければ、取組に対しても目的意識が持てません。指標として、どこかに目標値を設定するべきと考えます。いきなり筑北村を目標にするのはハードルが高いと思いますから、クリアできそうな目標値の設定と、それに向けてのロードマップをお示しいただきたい。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

村澤選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 村澤由人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（村澤由人君） 羽多野議員の質問にお答えいたします。

表1、2、3の表の中の投票率が最下位で、どう取扱いをするかという質問ですが、まず、朝日村の投票率が東筑摩郡最下位とのご指摘でしたので、こちらでは、長野県選挙管理委員会のデータから過去4年、4年というのは衆議院、参議院、県、村の選挙を全部網羅するわけです。その向こうの4年になると、また違うくくりになると思いますので、過去4年だけの調べた表を添付しましたので、ご覧いただきたいと思います。

第1が、平成30年8月の長野県知事選挙で、朝日村の投票率は4番目でした。第2は、平成31年4月の長野県議会議員一般選挙で、3番目でした。第3は、令和元年7月の衆議院選挙通常選挙です。5番目でした。第4は、令和3年4月の衆議院議員長野県選出議員補欠選挙で、4番目でした。それで、第5と第6は、令和3年10月に長野県議会議員補欠選挙と衆議院議員総選挙が同日に行われ、5番目でした。

以上のことから、羽多野議員から提示された表1から3までの選挙、すなわち私が出した資料では3、5、6となりますが、その全ての選挙において、朝日村が最下位にはなっておりませんが、その他の第1、第2、第4の表の選挙では、朝日村が最下位ではありませんでしたので、ご確認をお願いいたします。

次に、話合いが行われたかという質問ですが、選挙が終了後、結果を選挙管理委員会において振り返っております。それで、これまでの啓発活動は、選挙の立会人の募集や投票日、期日前投票の告知放送、広報、それから回覧板、広報車による広報、ポスターの掲示、広丘バス、デマンドタクシーくるりん号、それから村の公用車への、鉄製の車ですので、マグネットの広告等をやっております。今回も、この次の選挙にもやろうと思っております。

それで、新たに、JR広丘駅前でも村営バスを降りる方への啓発を計画しております。また、

告知放送では、肉声で啓発を呼びかけます。それから、村のホームページ、それから時代が変わりまして、村の公式LINEによる啓発もしていきたいと思います。

2つ目の20代の投票率の対策の質問です。

20代の投票率が低い理由は、朝日村だけではなく全県的な傾向で、それで、我が村としても同じことですが、理由の一つとして、住民票を置いたまま都会に住んでいることなどが、パーセントを低く見せるための道具というとおかしいですけれども、数字上はそうなります。要するに、選挙人名簿に登録されているが、今は都会の学校へ通っていて、いない。それなのに選挙人名簿に登録されている。それで、国ではある程度、3か月以上通り越したら住所変更をしてくださいということを推奨していますが、なかなかそれが進まないということで、若い人の投票率がパーセントでは極端に下がってしまうという結果になっていると思います。

それで、成人式には、今までのように資料を配布するだけではなく、今度は平等で自由な選挙について、選挙管理委員が出席して投票を啓発していく予定です。また、成人式や選挙の告知放送の機会をも捉え、特に20代の方に向けて、投票率が低いということをお知らせしていきたいと思います。

それから、3つ目の出前講座についてですが、3月の議会でも言いましたが、明るい選挙推進協議会が主催する明るい選挙啓発ポスターに作品を応募いただいております。また、児童館の選挙において、実物の投票箱を貸し出しております。

なお、前と同じですが、出前授業は、教育委員会、小学校と連携しながら模索していきたいと思います。

それから、今度は4つ目の目標設定についての質問ですが、選挙管理委員会としては、公正で正確な選挙を執行する責務があり、投票率の向上は大切なことと捉えておりますが、目標設定と、それに伴う計画書の作成はなじまないと思います。なじまない理由として、選挙人、それから周り、有権者全部含めて、投票の自由の妨害、つまり強制に当たるようになる。それから、目標の達成のため、手段を選ばない投票勧誘につながる。投票しない人が非難されるおそれがあるというような以上の理由です。

今後も多方面のご意見をお伺いし、投票率アップに努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） まず、1番目の質問についてお答えを伺いました。

今回、私が投票率の向上についての質問をした理由は、朝日村の投票率が最下位なのかどうかということが問題ではございません。ですので、今回、このたびデータに示していただいたように、より分かりやすい資料をご提示いただいた、そのところから、考えさせられる部分もちろんありますけれども、最下位ではなかったところがあったという証明をいただいたところで、今後の投票率、投票についての村民の皆様の意識向上に結びつくかどうかというデータという分析にはならないと思いますので、この件については少し横に置いておきまして、何か今までと違う取組をするかどうかという質問に対してですけれども、村営バスを降りる際の声かけというのは一体どのようにやるのかというところの具体的な部分、それから、肉声で呼びかけをするというところの具体的な部分を、少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 村澤選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 村澤由人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（村澤由人君） お答えいたします。

広丘駅前での村営バスを降りる方への啓発ということですが、ただいま、若年層の選挙に行く方が少ない。それで、朝2便だけ、高校生を中心とした通勤バスとか通学の方が、広丘駅へ向かって2便通っております。そこで降りたところで、まだ調整が進んでおりませんが、駅のほうの構内でチラシなりそういうものを配って、選挙があるということを伝えたいと思います。

それで、午後あたりは、ちょっと調べますと、村のほうから駅のほうへ行くバスに乗っている方は極端に少ないということで、そちらはやらない方針です。

また、告知放送というのは、ご存じの方はいらっしゃると思いますが、あれは原稿を機械に入れますと、コンピューターのほうの機械がしゃべっているわけです、あれは、決められたように。それじゃなくて、私なら私が訴えると。確かにミスもなく、すばらしい告知放送ですが、人間としての何か抑揚とか、そういうものもありませんし、そういうのを防ぐためにも、肉声で問いかけていけばいいじゃないかということを目指しております。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 今、周知方法について、具体的に示していただきましたので、この

ことにつきましては、ぜひ積極的にやっていただいて、皆さんの投票の意識を高めていただけるような運動をしていただきたいと思います。

それで、次に、2番目の質問に対するお答えをいただきましたけれども、20代から30代の投票率が低い状況、これは全県的な問題であるということです。これ、全国的な問題でもあると思います。

問題の一つとして、委員長が先ほどおっしゃいました住民票を朝日村に置いたまま村外に出ているというケース、これは実は、私ごとではありますけれども、前回2月の選挙におきまして、私、娘が村外に出ております。二十歳でございます。飛行機を使って北海道から呼び寄せようかと思いました。それほど1票というものの重みについて、私は自分の子供たちにそのことを知ってもらいたいという思いがありましたので、そのことをちょっと考えておりましたところ、実は、このことについて詳しく知っている方にアドバイスをされて、不在者投票というものがあると、これを利用したらどうかということでした。

不在者投票といいますのは、とても手続きが面倒です。面倒ですので、不在者投票をするというとなると、まず村のホームページもしくは窓口から申請書を出していただいて、それから、その申請書を県外に住む本人が村に宛てて申請をする。そして、その申請書を受理された時点で、村からその県外に暮らす本人に向けて投票券、投票用紙を送付する。それをもちまして、県外に住む居住者が近隣の選挙管理委員に持って行って投票する。その選挙管理委員が朝日村の選挙管理委員会に向けて送付する、この何度も手続きを踏まなければなりません。

ただ、この手続きを踏んで投票したという事実がございます。これは、村外に暮らしていても、朝日村に対して郷土愛だったりとか、朝日村の村民であるという意識、そういうものが村外に暮らす人にあるかどうか、それから持っていただきたい、そういう思いも伝われば、村外に暮らす人に対しても、不在者投票という形で投票していただくということは可能であるという、そういう可能性もあるということです。

その周知については、選挙管理委員会で、もちろん、先ほど委員長おっしゃっていました強制になると、方法としてはちょっとよろしくないということです。それは十分承知しておりますけれども、そういった形で投票を促す、朝日村に意識を持ってもらう、そういうことが私は一番大切だと思います。それが投票率に結びついて、要するに朝日村に意識・関心があるかという指標として投票率を捉えたい、そういうことでございます。

このことについては、筑北村の佐藤さんにもちょっとお話をしました。そうしたら、このことについて、佐藤さんは、これは盲点だったね、こういうことの働きかけというのは、

選挙管理委員としても今後はきっと重要になってくると思うよ、また選挙管理委員会と話すといいねということをおっしゃいました。

ぜひこのことについても、可能性の一つとして捉えていただいて、また、私たちの同世代の保護者、親、村外に暮らす子供たちに向けて、こういう手続があるよということも知ってもらいながら、朝日村に対して関心を向けていけるような、そういう意識づけということも、働きかけの一つとしていいことじゃないかなと私は思っております。

それから、3番目の出前講座に関してですけれども、これは模索と先ほどもおっしゃいました。3月の時点でも模索とおっしゃいました。ぜひ進捗を教えてください。これから、これは教育委員会としっかりとお話をさせていただいて、学校というのは年度で区切って、やはり教育活動している機関でございますので、その部分はなかなか、年度当初に計画を立てた時点で入り込むところは難しいかと思うんですけれども、ぜひこれを今回、先ほども申しましたけれども、選挙が二度あります、年内のうちに。それを利用して、主権者教育という意味で、子供たちにそういう教育をしていただきたい。

これは強制ではありません。主権者教育というのは、朝日村の地域に対して郷土愛を育むという意味で意識を向けていただく、そういう教育は大変重要と私は捉えております。その辺のところをもう少し深掘りをしてといたしますか、教育委員会及び選挙管理委員会はどういうふうに考えているのかというお考えをお聞かせいただければ、大変ありがたいです。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

村澤選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 村澤由人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（村澤由人君） ただいま、前回の3月の議会と同じ模索をしているということで、進捗していないじゃないかというような問いかけですが、全ての教育に関して、スケジュールに関して、授業の内容に関して、それから誰が先生になるか、そういうことを私は完全には把握しておりません。それで、そういう授業の時間を学校内の授業中に取りれるか取れないかも分かりません。それも、国の教育カリキュラムの中で組み込まれている自由時間があるかないかも、現実に私はありません。

その辺を突き詰めていくと、長い時間がかかると思います。主権者教育といっても、長い時間がかかると思います。それで、何とも答えようがないから模索と言ったわけでして、別に何もしないで、ぼおっとしていたから、模索しているということを言ったわけではございませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 教育委員会のほうで、何か回答ございますか。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 羽多野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

主権者教育というのを展開するに当たって留意すべき点とすれば、1つには、政治的中立性が確保されること、それから、2番目に、公職選挙法に抵触することがないように実施されること、3番目に、実施に当たっては選挙管理委員会と連携した取組が必要であるということ、大きくは、こういう3つが大事になるかと思えます。

その中で、具体的に学校現場がそういった要請に対して、学校の教育時間、授業時間を充てていくということが今度は可能なかどうかということ、学校現場と今度調整に入るかと思えます。そうした中で、この時間を何時間確保することが可能か、あるいは1時間であるとか、あるいは2時間であるとか、そういった時間の確保をしていくことになります。

そして、その時間が可能であれば、じゃ具体的に、そういった、先ほど言ったような政治的な中立性が保たれているということが、あるいはそのほかの留意点が担保できるかというようなことも検討した上で、学校現場と調整した上で、そういった学習が展開されるということになるかと思えます。

そういった具体的な話が、年度途中で今度はできるかということですが、学校側の時間が許されれば可能になるかと思えます。基本的には、できれば3月の次の年度が始まる4月が始まる前に、そういった時間の確保をお願いしておくというのが基本かと思えます。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、再質問はございますか。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） ありがとうございます。

ただいま教育長からいただいた説明、2分です。2分でこの状況が把握できます。3月から今日まで3か月です。この間にできたことはあったかと思えます。

何を言いたいかといいますと、年度替わりにと思いましたので、私は3月に、出前講座の可能性の模索をしてほしいということを質問の中に入れたわけであります。ですから、ぜひ今後、年度途中で可能性としてあるかどうか、できるかどうか。できなければもう少し、例えば先ほどのバスの昇降においてチラシを配る、そのぐらいの程度の時間が学校の中ででき

るかどうか。そういったことも含めて、どういったことをやっていくのが、政治的に中立なことも含めてです。

教育長、前回もお話ししましたが、そういうところの部分は、しっかりと知識を持っておられるかと思しますので、選挙管理委員長がぜひ教育長と相談されながら、学校のほうへどのようにして組み入れていくか、本当に私のほうからぜひのお願いです。子供たちに、このことについて関わっていく、それで、朝日村の子供たちをみんなで育てていく、そういう意識をぜひ持っていただきたいと思ひます。ご理解いただきたいと思ひます。

これが自分ごとというふうと考えられるような、そういう意識につながってくるかなと思ひますので、そういう将来につながる想像力を持って、その上での計画づくりをしていただきたいと、そういう思ひを込めまして、1問目の質問を終わりにしたいと思ひます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） それでは、2問目、新たな副村長を迎え、目指す住民サービスについてです。

5月1日に新たに越川副村長を迎え、小林村政は住民サービスへの取組強化を図るための準備を整えました。副村長人事の際、越川副村長には所信を述べていただきましたが、まずは2か月、役場の中を見て、地域の声を聞き、その後、土台をつくっていくとおっしゃいました。着任して、まだ2か月は経過していませんが、1か月半朝日村に居住されて過ごされる中で、お感じになられたこともあると思ひます。

越川副村長ってどんな人という興味・関心を持った声が、村のあちこちで聞こえてきます。地域の方と越川副村長の話題に触れた折、住民サービスですぐにでも変えてほしいこととして、いつも住民の方に言われるのが、役場庁舎内の雰囲気をもくしてほしいという声です。用事で庁舎を訪れても、職員と擦れ違っても挨拶してもらえない。新しい職員は村外の人が多く、知らないから声をかけづらい。窓口に立っても職員がすぐに対応してくれない。挙げれば切りがない小さな声がたくさん聞こえてきます。

まずは2か月という越川副村長の所信について、村民の方に説明をしても、いやいや、このことだけは2か月も待てない。すぐに取り組んでほしい、そうおっしゃられる方もおりましたので、小林村長の期待する住民サービスという点において、越川副村長は必ずや新し

い風を吹き込んでくださる存在であると期待しておりますので、以下の点で質問をいたします。

住民サービスを主眼に置いて考えたとき、役場窓口対応について、どういう印象を持たれたか。また、今後、庁舎内を明るい雰囲気にするため、どういった取組をしていきたいか、お答えを伺いたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ご質問ありがとうございます。誠心誠意お答えしてまいりたい所存でございますので、よろしくお願いいたします。

ご質問いただいた役場窓口対応についての印象、そういうことでございますが、就任以来1か月半という形にはなりますけれども、役場の開庁というんですか、営業日数でいくと29日、今回まであります。一日中窓口に張りついて見ていただける日というのは、実際のところございませんでしたので、要所要所見ているということではございますが、それなので、まだまだ詳細に見えてこない部分、子細に見えてこない部分はございます。

ただ、私の実感といたしましては、全体的には悪くございません。そう思っております。職員の素養、資質、それぞれ個性的で、人間味あふれていて、何回か個別に職員と話させていただいておりますが、私は非常に好感を持っております。

といいますのは、接遇という今回のご質問の内容に関しましては、大きな懸念は個々の人間性を感じられないということです。スキルの問題はあるかもしれません。ただ少なくとも、羽多野議員がそうやって村民の皆様からいろんな声を拾い上げていただいている、そういう指摘されるような声が上がってくるということは、何らかの要因が内在していることを指しているとは思いますが。その上での対策や改善、そういうことになろうかと思っております。

まず、ちょっと考察してみますに、やはり私、こここのところのコロナ、コロナのせいにしてはいけませんけれども、そういったこと、いわゆるマスクの着用による目だけの表情、いわゆる情報量、表情から来る情報量が少ない、そういうことが挙げられると思います。

来庁される方を識別するため、来庁される方も当然マスクをしていますし、我々職員もマスクをしております。じっと見詰める、まずは識別ということになると、どうしても表情が、視線が硬くなって、冷たいなという印象を与える可能性があるかと思っております。

それから、やっぱりご来庁される方も、結局職員の情報って目だけになっちゃいますんで、

口元や全体的なものというのがこれが見えづらい。イコール、じっと見られるんで声がか
けづらい。それから、多分、職員の中には、かなりおとなしいというか、私みたいにばーば
言う人間というよりも、おとなしい人間も男女含めておりますので、いらっしゃいとか、こ
んにちはとかと言っても、結局コロナ禍であるので、もしかすると聞こえづらい。様々な要
因が、このマスク一つの中にあるかと思えます。

それから、もう一つ、私、見ていて感じたのは、いわゆるソーシャルディスタンスという
んですか、そういったことで、職員の配置の間隔を大分、ここ2年、3年空けました。とい
うことは、窓口周辺に待機する職員の密度が物すごく下がっているということでございます。
1人対応すると次の方、次の方と、もし重なって見えたときに、そこに気づく人間がいない。

それと、ご存じのように、非常にきれいな庁舎で、私、驚いておるんですが、まず天井が
高いこと、それから開閉する自動ドアが非常に静かであること、ということは、入ってこら
れても気づきにくい。ましてや、密ではございませんので、そういったこともあって、見て
いますに、どうしてもワンテンポずれるかなど。このずれというのが、来庁される方にとっ
ては、おっ、何だという、そういうことにつながっているのではないかなどというのが、今の
ところの実感でございます。

なので、マスク着用による接遇というのは、当分これ、避けられないことかと思えます。
ですので、実は私も経験がございません。今までやってきたのは、みんな顔丸出しで、フェ
ース・ツー・フェースの営業をしてまいりましたので、何とも言えませんが、こういったも
のに即した何か、これが必要なのではないかとということで、接遇方法を検討させていただ
くというか、させていただければなと思っておるのが、今までのところの実感でございます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） さすがといいますか、実はこの後お返しする答弁の質問の中に、や
はり村民の方が、配置の問題があるのではないかと。新しい庁舎になって広がったもので
すから、職員同士の間がとても遠くて、窓口に立った私たちから遠い、そういった声も実
はございます。確かにこの短期間で、越川副村長がご覧になられたとおり、持たれた印象ど
おりだと、そんなふうに私も感じています。

一つ懸念していたのは、朝日村の役場の職員の皆様方、本当に、いい人たちと言ったら変
なんですけれども、とても真面目な職員の方が多いかなと思えます。私もそういうふう
に思っております。ただ、そのよさをやはり窓口で出していただきたい。そういったところを出

していただくことが、まずは村民の方と行政との距離を縮める、それが第一歩だと思っておりますので、そこを狙って村長が越川副村長を任命したと、そのように私は思っておりますので、ぜひこのところは、しっかりとまた、どういうふうにしていったらいいかということを考えていただいて、村民に近い役場の皆さんになっていただけるような、そういった対応をしていただきたいと思います。

具体的にどうこうということは、まだまだ、正味2か月にはなっておりませんので、そのところはしっかり考えていっていただきながら、またお示ししていただきたいと思いますけれども、決して私、プレッシャーをかけるつもりではございませんので、前任の副村長に対しては、実は村民から、顔を知らなかったという声が多く聞こえてまいりました。これは裏返すと、副村長のことを知りたいという期待でもあります。

私たち議員に寄せられる声が、その多少にかかわらず、本当の村民の声であることを理解していただきたいと思います。その部分も、越川副村長にしっかりと見通していただいて、ご理解いただいているということを確認できましたので、長年の民間経験で培った住民サービスのハウツーを職員の皆さんで共有していただいて、現場に生かしていただける働きを期待したいと思います。

これで、今回の私の質問を終わりにいたします。

○議長（北村直樹君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 良 二 君

○議長（北村直樹君） 次に、2番、高橋良二議員。

高橋良二議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

私は、2問の質問をさせていただきます。

まず1問目ですけれども、公園の廃止について。

針尾スケートリンク下側の公園ですが、針尾区の区長代理と小野沢区の区長が長年にわたり、1年置きに草刈りをして整備をしてきました。昨年10月か11月頃だと思いますが、公園を廃止する、しないのアンケートが区にありましたが、針尾区としては、ほとんど使用し

ていないので廃止をしてよいと回答しましたが、その後どのようなになっていますか。

1. 廃止後の遊具は撤去してくれるのか。
2. 整備した後、どのように利用するのかをお聞きします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、高橋良二議員の1番目の質問、針尾スケートリンクの公園の廃止について、お答えをさせていただきます。

初めに、朝日村のスケート場は、昭和50年代に、それまでリンクとして活用していた芦ノ池など、そういった池が暖冬で氷が張らなくなり、また危険制も指摘されていたことから、新たな場所として最適と言われた現在の針尾地区に、地権者はじめ地域の皆様のご協力を得て建設されたものでございます。

昭和56年12月25日に竣工式が行われ、1周200メートルの大変立派なスケートリンクが完成いたしました。以来44年にわたり、村内外の多くのスケートファンが活用し、また、日本や世界で活躍する選手を育てることになります。

そのスケートリンクの東側にある公園は、その間、長きにわたって、針尾・小野沢の両区によって、毎年草刈りなどの管理をしていただいていたまいりました。今年も大変きれいにいただき、本当に感謝であります。おかげさまで、これまで大きな事故等の発生することなく、現在に至っております。

しかしながら、ご承知のとおり、今は遊具等も経年劣化も激しく、各所ささくれ立っており、けがなどの心配もございます。利用者も少ないことから、公園用地としての役目はほぼ果たし終えたと考えております。

そこで、昨年秋に針尾・小野沢両区の区長様に、公園の在り方について、地域のご意見を伺うアンケートを取らせていただきました。その結果、両区ともに公園は廃止してよいとのこと、また、要望として、桜の木は切ってほしい、遊具は危ない、更地にしてベンチなどを置いてほしいなどのご意見をいただきました。

そこで、教育委員会といたしましては、公園について、次のように考えております。

今後は、公園としての利用は廃止することといたします。議員ご質問の遊具については、安全性について確保できないため、撤去の方向で考えております。また、桜の木についても、かなりの古木になり、最近、太い枝が折れて落下するといったこともございましたので、こ

れを撤去する方向で検討しております。

2番目のご質問の整備した後の利用についてであります。この場所はこの地域の緊急指定避難場所としての役目も持っておりますので、当面はその機能を維持させるため、更地にしておき、避難場所及び冬期間の駐車場にも利活用できるようにしておきたいと考えております。地元の皆様のほうでも、跡地利用につきましては、ご要望等ありましたら、お寄せいただきたいと思いますと思っております。

私からは以上であります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 大変ありがとうございます。

ただ、更地にして自動車を置いたりということですが、あと、廃止ですけれども、いつ頃の予定になっているのか。それとあと、長年やっておりました草刈りはどうするのか。そこら辺をちょっとお聞きしたいです。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 高橋議員のご質問にお答えをします。

更地にして、駐車場あるいは避難場所として利活用していくというような方向でございますが、いつ頃からそういったことはあるのかと、撤去とか廃止になるのかということでございますけれども、まずはこれから、現状をしっかりと把握してということになります。例えば遊具にしても、桜の木にしても、人的被害の危険度というようなところも高いと判断された場合には、やはり早急に対応させていただかなければならないということも思っております。

そういった意味で、そういった状況をまず判断させていただいたところで、本当に早急だとすれば、補正も組みながら今年度中に、もしそういった時間が猶予があるようでしたら、来年度の事業にというようなことになるかと考えております。

また地元のご要望等もお聞きしながら、考えていきたいと思っております。

以上であります。

〔「草刈り」の声あり〕

○教育長（百瀬司郎君） 草刈りについては、全てが撤去した段階で、今後の管理ということになるかと思っておりますけれども、今後の管理は、撤去が全て済みまして更地になった場合には、

一応公園としての役目は廃止という形になりますので、それ以後は、基本的には村の管理になるかというふうを考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 丁寧な説明、教育長さん、ありがとうございました。

これで1問目の質問は終わりにします。

○議長（北村直樹君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2問目の質問をいたします。

道路整備について。

朝日村の主要道路である村道に至っては、あちらこちらで傷みがあります。県道と村道が混然としておりますが、まずは旧小林菓子店から鉢盛自動車までの間の道路にひび割れがあり、でこぼことしています。これからの季節、キャンプ場に村外の車が頻繁に入ってきます。少しでも道路整備をしておいたほうがいいと思います。

あと、保育園南側の栗津原さん宅前の道路が相当傷みが来ています。道路予算が少ない中ではありますが、村道もまた大事です。お答えをお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいまの高橋良二議員ご質問の道路整備についてお答えさせていただきます。

旧小林菓子店から鉢盛自動車までの間につきましては、県道御馬越塩尻停車場線となります。県には、道路の傷みなどをパトロールし、修繕を行っていただいております。議員ご指摘の路線につきましては、県事業に関する市町村要望書に記載し、要望していきたいと考えております。

また、村道につきましては、冬場のしみ上がり箇所が幾つかあります。その修繕を順次行っておりますので、針尾保育園南側の道路につきましても修繕を実施していきます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 旧小林菓子店から鉢盛自動車までの間は県道ということで、村のほうで対応していただければありがたいと思います。栗津原さん宅前の道路ですけれども、これはかなり傷んでおりまして、たしか3年前、私、ここでこれを取り上げておりますけれども、今年あたり、もう4年目ですので、修繕をぜひお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 高橋議員の2問目の質問ですが、先ほどの保育園南側の道路ですが、今年度中、近いうちにですけれども、順次冬場のしみ上がり箇所、村内何か所かありますが、その中の1か所として整備を進めてまいりますので、お願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 整備をしていただくということでありますので、これで2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は2問、質問をさせていただきます。

1問目ですが、水道事業広域化を視野に入れた簡易水道事業経営戦略の見直しについてで

ございます。

1年前の新聞報道によると、国は、18年に水道事業の経営強化に向けて水道法を改正し、2022年度末までに水道広域化推進プランを作成するよう都道府県に求めているとのことでありました。それを受けて、長野県では、20年度に水道事業を担う市町村などをつくる県水道事業広域連携推進協議会を設立、21年度に各地域で広域連携の効果を調べ、広域化に向けた協議を進めるとの方針を打ち出しました。

昨年12月県会の一般質問では、県は県内の公営水道事業について、人口減少により50年後の水道事業の収入は約4割減少するとの推計を明らかにいたしました。そして、施設の老朽化に伴い、設備の更新・維持管理費が、今後50年間の年平均で約1.7倍に増えるとの見通しも示しております。そして、今年4月、県は県内の公営水道事業の広域連携をめぐり、施設の共同利用や経営統合など、事業統合の効果試算を示しました。

細かな数字は別として、事業統合した場合としない場合を比較し、削減割合は10.2%と説明、人口減や施設老朽化で事業の効率化検討は不可避であるとしております。その試算を基に、各地域振興局で連携の形態など方向性を積極的に議論するよう要請、本年22年度末までに水道広域化推進プランを取りまとめるよう考えを示しております。

こうした広域連携の動向を踏まえて、以下の項目について伺います。

1つ目ですが、村は平成29年から10年計画で定めた朝日村簡易水道事業経営戦略の第3章、経営基本方針の1の水道事業の課題の中で、近隣事業体との広域的な供給体制については、県の水道ビジョン公表後、その内容も踏まえて、施設配置の在り方を検討しますと明記をされております。

今回、県の要請する水道広域化推進プランに対して、現在、村としてはどのような見解をお持ちなのか。また県は、今年度末までにプラン作成とありますが、村としてはどのように対応していくのか。

2つ目ですが、こうした動きの中で、時を同じにして朝日村は、設置してから40年以上経過している大尾沢浄水場の改良及び耐震化工事が、本年令和4年から令和6年の3年の工期で、総事業費8億5,000万、本年度予算が1億3,000万、令和5年が5億1,400万、令和6年が2億600万の大型投資事業が始まります。今回の改良工事が済めば、恐らく今後40年から50年は、今回設置する新設備を継続利用して、次世代に引き継いでいくこととなります。

そうした場合、当然、将来の広域化も考慮した事業内容にしなければと考えますが、村としては、今回の改良工事の実施設計に当たって、前述の経営戦略第3章にある県の水道ビジ

ョン公表後、施設配置の在り方を検討しますに基づき、広域化を見据えた議論がされているかどうか。広域化推進プランを考慮した工事となれば、国または県の財政支援も考えられるのではないかと思います、いかがか。

3つ目として、今年4月から水道料金が10%値上げされました。今後も安定した朝日村のおいしい水道水の供給を受けていくためには、やむを得ない対応であると理解をしております。今回の県の水道事業広域化推進プランの動きが、これからますます加速化されてきた場合、将来の朝日村の水道料金算定への影響も考慮しなければいけないと懸念します。

村の簡易水道事業戦略も後期に差しかかっております。こうした広域化の動きを視野に入れた戦略の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

4つ目ですが、長野県の地形はアップダウンが激しく、施設の統廃合は難しい。広域連携は、平地が多い地域でないといけないのではないかとの見方もあります。広域連携の実現性について、現状、松本地域振興局管内の広域連携推進協議会の見解はどのようになっているのか。

以上4点、お伺いをいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいま、清沢正毅議員のご質問、水道事業広域化を視野に入れた簡易水道事業経営戦略の見直しについてお答えさせていただきます。

1番目のご質問につきまして、6月1日に松本圏域事業に係る広域連携検討の場が設けられました。この中で、広域連携シミュレーションについて報告があり、松本圏域では県企業局の松塩水道も含め、施設共同化による浄水場などの投資の削減効果は圏域全体で年間約2億8,000万円、また、事業統合による費用、施設管理、薬品購入などの削減効果は年間で約3億4,000万円であることが示されました。

村としましても、施設管理への人的・物的支援、資格を持った水道技術者の確保、また水道施設の更新など広域化のメリットがありますので、松本圏域の一員として、今後の広域化を推進していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

続いて、2番目のご質問につきまして、県で行っております水道広域化推進プラン策定作業と並行して、松本圏域では県企業局主導で、国の水道基盤強化計画策定に向けた水道施設の最適化計画の検討業務というものが令和3年から行われております。今年度まで実施され

ております。地域や事業特性を踏まえた課題整理に取り組んでおります。その中で、朝日村は統合や廃止施設というものに該当はなく、現状の施設で水道事業を実施することが明記されております。

これはまだ計画段階ですが、施設配置は現状維持が予想されます。大尾沢浄水場改修工事は、施設の老朽化、耐震不足の対応により、村の計画に沿った工事を進めていきたいと考えております。広域化推進プランを考慮した国・県の支援につきましては、広域化の時期もまだ明確ではなく、大尾沢浄水場の現状を考慮して、今年度からの改修が最善であると考えております。

続いて、3番目のご質問であります。広域連携には、事務・施設の共同化、また経営・事業統合といった幾つかのパターンがあります。事務・施設の共同化、経営統合ですと、水道料金は事業ごと異なるものになります。また、事業統合ということになりますと、水道料金が統一となります。今後の広域化の動向を注視し、戦略の見直しを行っていききたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、4番目のご質問につきまして、清沢議員の言われるとおり、松本圏域は地形的に厳しい状況であります。水道広域化プラン策定予定では、9月に県の素案が示され、松本圏域広域連携検討の場で意見交換が行われる予定です。

プランには、広域化に係る推進方針が記載される予定であります。地域課題を一つ一つ解決し、広域連携の実現に向け、取組を進めていきたいというのが県の見解でありました。

以上4つの質問であります。以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

今ご回答いただいた内容につきましてですが、1番目の内容については、6月1日に検討会があって、広域化の内容について議論されてきているというところで、朝日村も今後、広域化を考えていくというような意向はあるというお話をいただきました。

ただ、2つ目の中で、実際にこういう時期で、施設改修をこれから実行を計画しているわけですけども、広域化の動きがどんどん進展してきている中で考慮していかなきゃいけないというのを、私は物すごく懸念するんですよ。というのは、先ほど2番目の中で説明を受けましたように、今回の大尾沢の改良工事については、多分、現状の設計内容で実施をしていくと。村の今の現在の計画で進めていく、こういう話をいただいているんですが、これ、

ここにも質問内容でありますように、この施設って、あと40年、50年、多分50年、半世紀ぐらいは、これを利用していくということになると思うんですよね。その頃、余談ですけども、我々が生きていくかどうか分からない。

ただ、広域化も、将来にわたって人口減少だとか施設の管理・維持が相当厳しくなるから、広域化をして効率化して、経費を削減したり、水道料も統一化して全体でカバーできるようにしていこうという広域化推進プランをこれから作成するわけです。

ただ、今、確実に項目がはっきりしているわけじゃないんですけども、県の広域連携推進協議会における取組というのが、今までの経緯がここにもちょっと資料としてありますけれども、この辺をある程度見ながら、今年やる事業についてはやむを得ないかもしれませんが、来年、再来年、まだまだ相当の費用をかけて、約7億円ぐらいの費用をかけてやっていかなきゃいけないんです。

この中に、ある程度、今年明確にされてきそうな広域化推進プラン、これを参考にして、来年、再来年の設備について少し考慮していかないと、今、朝日だけで進めている計画だけで本当にいいのかどうかというのを検証する必要があると思うんですよね。だから、3番目に言っている戦略の見直しというのは、その辺にもあります。

それから、もう一つ、3番目で言わんとしているのは、水道料金も広域化してきて、どういう動きになるか分かりませんが、先ほど課長がおっしゃるように、多分料金が統一化されていくだろう。そういうことを見込んだ場合には、朝日村の簡易水道事業戦略も当然見直しを図る必要というのが、29年にやっていますから、5年たって、今6年目に入っているのかな。だから、あと4年ぐらいはあるわけですから、そういった広域化が今どんどん叫ばれてきていて、プランができつつある中では、やっぱり我々も設備を今改良しようとしている、40年、50年後の設備を造ろうとしているわけですから、それに対するビジョンだとか対応だとかいうものを、ある程度盛り込んでいく必要性を感じているんですね。

だから、施設整備に対しても、広域化の考え方、視野に入れた実施設計だとか設備設計だとか、そういうものを考える必要があると思いますし、それから、将来の水道料金の設定の仕方も、長期ビジョンの中で広域化を視野に入れて検討していく必要があるというふうに私は思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 広域化について、ちょっとみんなで認識を合わせたいと思うんですが、

今、朝日村のロケーションというのは、この平でも一番高いところにあります。今、広域化が進んでいる県の企業局の水道は、木曾の水、奈良井川の水を使って、塩尻、松本、そして一部山形に引いています。こういう全体的なロケーションを見た場合に、どういうことがハードウェアで広域化になるかということ、朝日村の水を少しでもいいから山形にちょっと供給してくれませんかというのが、まず最初に考えられる筋道です。

ただ、今、朝日村の水道はぎりぎりなんです、水量が。というのは、大尾沢だけでは絶対足りません。それで、舟沢から引いているわけですが、今の浄水場は、沈殿方式という能力に限界があるものですから、今のままでは山形への供給というのは無理です。今度新しくお願いした膜ろ過方式という浄水場の方式だと、もう少し能力が取れるということで、今、能力計算しています。

それは、大尾沢は今、何のろ過もしないでそのまま使っていますよね、消毒だけして。舟沢のだけ、ろ過をして消毒をして使っている。今度新しい施設は、その両方を膜ろ過方式で浄水をして、そして殺菌をして、我々飲むんですけれども、そのときには能力づけ的には、もう少し能力が出てくるものですから、その時点で山形への水の融通の可能性が出てきます。ただし、今では駄目ですということの中で、広域的に、ハードウェア的に、そんなところが今考えられる事業になります。

もう一つ、それじゃそんなこと、設備投資しないで、県の企業局から水もらやあいいじゃないかというのも一つアイデアはあるんですが、やはりロケーション的にこっちが高いということと、それとやっぱり、向こうの能力ももう限界だというようなことを聞いておりますので、それもちょっと無理だということで、まず全体的なハードは、さっき言ったようなことが将来考えられます。

それと、ソフトウェア的にはいろんな、例えば技術者をみんなで共同して持つだとか、または全体の管理を一つのまとまった組織ができるだとか、そんなようなことは今後考えられていくんだろうと思います。

ですから、今議員の質問に答えているか、ちょっと疑問な点もありますが、ロケーション的に今、朝日はそういう状況であるということ全体を全体的に理解をして、今後広域化に、いろいろ相談を申し上げるときもあると思いますが、ご協力をお願いしたいということでございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 今、村長のおっしゃったような内容は、よく理解できております。それを踏まえて話をしているんですが、例えば県の水道広域推進協議会、これが令和2年から始まっていますけれども、ここの松本地域についての研究会、事業連携研究会、これが令和2年に設置されているんですが、この中には、県の企業局と松本市と塩尻市及び山形村になっているんですよね。ここで研究会を進めてきて、その後、いろんな計画策定だとか推進プランのほうに、多分検討が今動いていると思うんですが、こういう形の中には、松塩平では朝日村が入っていないんですよね。

だもんで、要はその連携プランを作成する中に、朝日村の実態が別枠会計されるのも懸念しているところがありまして、だから、今のような実態を、松本、塩尻、それから山形で形成する連携研究会だとか協議会、この中に、やっぱり今の朝日の動きも理解してもらいながら、将来に向けたプランの中で、今造ろうとしている設備、機器、村長おっしゃったように、今は砂ろ過方式でやっている、だけれども、それを膜ろ過方式にすると能力はアップします。だから、多少山形村には提供できるかもしれない。

だけれども、もう一つは、山形だけじゃなくて、協議会で広域連携したときに、もしかしたら塩尻の洗馬地区にもやれるとか、いろんなものがトータルで連携の在り方を考えていったときに、そういう話題が出たときに、今の膜ろ過方式で余裕の出るものが、山形とか塩尻の一部だとかいうところへの連携もできていくとすれば、今度、水道の管理の統一化と、それから水道料の設定も変わってくるんじゃないかということ期待するわけですよね。

そういう意味での戦略を、もう少しそういうところを議論して、後期の戦略の中で、それを考慮した戦略内容に見直しをしていったらどうかというのが私の考えだったんですね。

今、確かに松本、塩尻、松塩水道という名前で、山形に供給をしてやっている自体は分かりました。でも、その3者で広域化の議論している中のところに、何か朝日がちょっと別にいるもんで、そういう今動きがある中で、うちは新しい設備を今造ろうとしているんですよね、大型投資をしてやろうとしている。

でも、やっぱりその広域化の動きに配慮しながら、投資の中の計画をきちっと考慮して進めていくということをやっていないかんだらうというのが、一番強く感じるもんですから、今おっしゃるような内容で、朝日の独自の内容で進めるんですが、広域化という部分をもっと視野に入れて、戦術も設備も、それから、これからの経営の指標も、一度再構成していく必要があると思うんですが、その辺について、もう一度、どんなお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 清沢議員のご質問ですが、2番目の質問の中で申し上げた松本圏域、企業局主導で、国の水道基盤強化計画策定に向けた水道施設の最適配置計画というものが今、国の事業で行われまして、令和3年度の報告書が既に村のほうにも届いておりまして、今見させていただいているものなのですが、その中のメンバーには、県の企業局、松本振興局、松本市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、麻績村、松本圏域全体の市町村が入った検討委員会が組まれておりますので、その中で水道施設の現状を、国の事業を使って把握をしております。

朝日村のところを見ますと、やはり先ほど村長が言ったように、山形村への供給が案として挙げられております。そこもやはり、先ほど村長が申し上げたように、大尾沢の浄水場が現在の状況では厳しいと、そういう指摘も書かれておりますので、大尾沢の改修計画は計画どおり進めたいと考えております。

また、議員おっしゃるとおり広域化への計画、ここに来て加速的に進んでおりますので、計画の見直し、そういうもの、広域化という文言もちょっと入れていかなきゃいけないというふうに感じておりますので、計画のほうへは反映させていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 分かりました。

広域化推進プランのいろいろ検討の一応対象の自治体には、朝日村も今入って、一緒に検討しているということですので、朝日村が陸の孤島になっちゃいかんというのが、ちょっと懸念するところではございましたけれども、その中に入って一緒に進めているということについてはいいと思います。

それから、今回施設の改良を新しくやって、将来に対して、40年、50年使うわけですから、当然、広域連携の中で周辺地域にも協力できて、少しずつでも分け与えてやれるとか、そういうようなことも当然考えながら、今回の改良工事については実行していく必要性がやっぱりあると。これは5年、10年だけじゃないですから、本当に半世紀にわたって使っていく施

設をこれから造ろうとしているわけですから、次世代にも影響を与えるものについては、やっぱり広域化という動きを視野に入れて工事をやったり、あるいはビジョンもつくったり、そういうことをぜひ取り組んでいかなきゃいけないというところを非常に懸念するわけです。

いわゆる大型投資をここでやるわけですから、やっぱりそのくらいの長期の先を見通した部分をよく理解していただいて、朝日村の簡易水道事業、これに取り組んでいていただきたいというのが私の一番の望みでございますので、今現状と、広域化についての連携については村としてもやっているということをお聞きしましたので、長期ビジョンはやっぱり見直しはしなきゃいけないということは感じますので、事業戦略については、あと4年かな、ということがありますけれども、広域化の動きを見た戦略展開をできるように内容をぜひ更新をしていていただきたいなということをお願い申し上げまして、1問目の質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

これは、地元の周辺の住民からも要望があった内容でございます。針尾橋、上針尾橋の間の鎖川右岸の堤防道路環境について。

針尾橋と上針尾橋の間の鎖川右岸の堤防道路環境が、長期にわたって管理されていないため、200メートルから300メートルぐらいにわたってニセアカシアの木などが自然樹生して、十数年前から途中寸断され、通り抜けができない状態にあります。地元の住民から、従来作業用道路として使用していたが、現在使用できずに不便で仕方がない。そのために、早期の道路開通整備の要請をいただいております。

また、河川の氾濫を想定したときに、緊急車両の通行にも支障が生じるため、災害対策管理道路としての機能確保の必要性も強く感じます。

昨年、村の担当課へ現状調査と対応を依頼しましたが、鎖川堤防のため、県の管轄となり、松本建設事務所での対応となるとの回答をいただきましたが、その後、県の動きが見られません。

住民の生活道路の復活と災害管理道路機能確保に向けて、再度村が仲介し、県に働きかけを実施すべきと考えますが、村のお考えを伺います。

また、針尾橋、上針尾橋間のみならず、同様に鎖川堤防道路整備に不備箇所がないか現状調査を行い、住民生活、作業道路への影響や災害管理道路機能の充実に向けた村としての対応が必要と感じますが、村の見解を伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、清沢正毅議員ご質問の針尾橋、上針尾橋間鎖川右岸堤防道路の道路環境についての質問にお答えさせていただきます。

例年、県事業に関する市町村要望の中で、大石原橋から松の木橋までの右岸管理道路の維持・整備を要望しております。要望の中では、未整備区間5,400メートル、約5.4キロ、幅員2.5メートルの整備を要望して、例年行っておる状況であります。しかし、県からは、管理道路を整備する事業がなく、整備は難しいとの回答をいただいております。

村としましても、河川災害時の対応に管理道路の必要性は十分感じておりますので、引き続き県への要望を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

今、村としても必要性を十分認識しているということで、県に要望を出しているという話を伺いましたが、これは、いつ頃から県にそういう要請を出しているのか。もう既に、例えばの話、10年以上前に出していて、10年以上前から、いや、それは県からは難しいよと回答いただいているのか、つい最近なのか、その辺については、どのくらいの要望を前からやっ

ていて、難しいと言われて、ずっとそのままにしてあるのかどうなのか。必要性は、さっき課長からは、感じていますから引き続きという話ですが、これはつい最近なんですか、それとも、さっき私から質問させてもらったように、この堤防道路については10年以上前から樹木が樹生して使えなくなっているという実態があるわけですから、そのくらい前からやっているのか、つい最近なのか、その辺の対応について、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 清沢議員の2回目の質問ですが、いつ頃から要望しているかというのは、ちょっと今定かではないんですが、必要性を感じてずっと要望はして、中には堤防道路沿い未整備区間のアカシアの伐採等も、松本建設事務所、奈良井川建設事務所のほうで対応していただいた経緯があるようでございますので、また工事、道路を整備するという事業はないんですけれども、何か災害が起きて、どうしても重機を入れなきゃいけないというようなときが出たときに整備していくとか、そういう可能性はあるというのは県から聞いておりますので、継続的に県の担当には要望していきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 県の回答が、そうはいっても難しいという回答だった、いつからというのは定かではないという回答なんです、実際に大石原の御道開渡橋の上とか下、それから、上針尾橋から下だとか針尾橋から下の河川の整備は、全部県でしてくれたんですね。雑木とかアカシアとか全部伐採して、今、今井のほうまで、ずっと河川敷がきれいになっている。あの工事をやったときに、どうして県が、堤防沿いの樹木の伐採も含めた整備をやれなかったのかなというのが、今さらながら疑問を持っているんですよ。

特別道路整備だけやれというのと、多分費用がかかったり、手間がかかったり、いろいろ難しいということはあると思うんですが、ああいう河川敷の整備をあれだけ大々的にやったのに、道路だけどうしてできなかったのかな。本来だったら、あのときに一緒にやっちゃえば、効率的にできて、費用もかからなかった、重機もそんなに改めて用意することもなかったはずだろうというふうに私は感じるんですけども、村の当局としては、そういうことに対しては県と議論したのか、要請したのか。

前々から、必要だから要望しているとおっしゃっていましたが、そのときに何で一緒にやれなかったのかなというのが、物すごく疑問に感じるんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 昔はあそこを通れたと、ずっと通れていたということで、どうして急に通れなくなったか、ちょっと分かりませんが、ちょっと調査を村としても、私としてもします。簡単に切るだけで通れるようになるのか、または、何かの理由があつて通れなくなっ

ちゃったのか。ずっと昔から作業道路として使っていたなら、そのまま通っていていいはずなのに、どうして通れなくなっちゃったのかというところもちょっと疑問なもので、ちょっと調査をさせてください。そして、どうするべきかということをもたまた考えていきたいと思えます。

今日は、ちょっとそれ以上の返答はできませんので、すみませんが、よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 分かりました。ぜひ調査をお願いしたいと思えます。

もう一つ、村の見解として伺いたいんですが、あの鎖川の堤防道路というのは、私のほうでちょっと、こういう呼び方がいいのかどうか分かりませんが、災害の管理道路機能として考えているんですけれども、防災の立場、総務課長が担当だと思えるんですけれども、防災の立場からいけば、災害時にやっぱりあの道路を使うということは、村の一つの災害時対策のことを考えたときに、緊急車両があそこを通る可能性は十分あると思えるんですね。

そういう意味では、開通の必要性というのを私は感じるんですが、村と防災の管轄としては、村はどんなふう判断をされますでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 清沢議員のご質問でございますけれども、ちょっと防災として検討した経過もないものですから、先ほど村長が言いましたとおり、今回調査をしてみても、防災のときに必要かどうかということを含めて、ちょっと検討させてもらいたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 分かりました。

私としては、そういうことでは、もしかしたら災害が起きたときには、緊急車両が絶対通る必要性を感じています。やっぱりそれが通れない状態であるということ自体が、我々の災害対策に対するリスクになると思えますので、ぜひ現状調査をしてもらって、今回、針尾橋、上針尾橋の間だけを提案していますけれども、ほかのところも、そういう機能として必要に

なる場所というのは結構あるはずですが。歩いてみますと、全部つながっているわけじゃないですけども、ちゃんと造ってあって、現在使えない状態になっている道路がありますから、そこを現状調査をしていただいて、災害時にもきちっと対応できるということを最優先として、もう一つ村民の、住民の生活道路として使えていたのが支障を来しているということに対する回避も含めて、ぜひ対応していただくことをお願いさせていただきまして、2番目の質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時39分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年朝日村議会6月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和4年6月17日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 承認第6号及び議案第44号から議案第51号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 発議第2号 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書について
- 第7 議案提案説明
- 第8 議案内容説明
- 第9 発議第2号の質疑、討論、採決
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続審査の申出について
- 第12 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	上 條 晴 彦 君
企 画 財 政 課 長	清 沢 さ お り 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 裕 子 君
建 設 環 境 課 長	大 池 守 君	産 業 振 興 課 長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
-------------	-----------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

10番 塩原 智恵美 議員

1番 羽多野 美 映 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

最初に、林総務産業委員会委員長。

林委員長。

〔総務産業委員長 林 邦宏君登壇〕

○総務産業委員長（林 邦宏君） 総務産業委員会（請願・陳情）委員長報告。

本委員会に付託された請願及び陳情2件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

請願第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するための再審制度の速やかな改正を求める請願について、委員会は6月10日に開催し、審査した結果、採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、国家による最大の人権侵害の一つである冤罪は後を絶たず、冤罪被害者の救済が進まない大きな理由として、現在の再審法が抱える制度的な問題は明白である。

請願者の説明後、請願書の内容につき審査した結果、全面的な証拠開示制度からの再審法の改正は望ましく、全会一致で採択されたものです。

次に、陳情第2号 資材価格高騰に対する農業者支援に関する嘆願書について、6月15日に委員会を開催し、審査した結果、採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、予想以上の農業資材価格の高騰により、農業者が受ける負担状況は十分理解できることから、嘆願書の説明後、その内容説明につき、審査した結果、全会一致で採択されたものです。

なお、陳情第2号に関しては、その陳情を村長に送付することを適当と認め、並びにその証拠の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めます。

十分賢察の上、議員各位ご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第4、これから、常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、請願第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するための再審制度の速やかな改正を求める請願についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号 資材価格高騰に対する農業者支援に関する嘆願書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、議長からお伝えします。

議事日程第1号の報告第1号から第3号までにつきましては、報告でありますので、報告を受けたものとして処理いたします。

◎承認第6号及び議案第44号から議案第51号までの質疑、討論、採
決

○議長（北村直樹君） 日程第5、承認第6号及び議案第44号から議案第51号までの質疑、討論、採決を行います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度朝日村一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に、議案第44号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 議案第46号 朝日村一般会計補正予算（第3号）、原油価格・物価高騰対応商品券発行事業について質問します。

今回の補正予算は、コロナ禍における原油価格・物価高騰総合緊急対策のための国の臨時交付金を財源としたものです。朝日村に公布されているのは3,996万円です。

村の提案は、1人1万円を村民全員に配布する予算4,646万2,000円が提案されました。また、これと同じ国の給付金を財源とする低所得の子育て世帯特別給付金260万円、5月20日の専決処分のもは、今現在承認されました。

国は、今回の総合緊急対策は4月28日付で、その取扱いについて各自治体に通知しております。通知では、交付について要件を付しております。要件は、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援をはじめ、学校給食費などの負担軽減など子育て支援、また、

農林水産業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しするとしております。

具体例も示してあります。5つの事例を示して、地域の実情に応じてきめの細かい取組を検討するよう求めております。

国が示した具体例について、村はどのように検討して、村民全員を対象とする1人1万円給付に至ったか説明を求めます。

今私が申し上げたのは、議員の皆様それぞれのところに配付済みの資料に全て載っております。

なお、国が示した5つの事例のうち、学校給食の負担軽減については、村は4月から給食費の無償化を実施していること、農業と物流は総務産業委員会で、ただいまの委員長報告のとおり議決をいただきましたJA朝日支所の陳情を採択したことから、以下3項目について説明を求めます。

少し、それぞれの3項目に入る前に、ひとつ私の解釈を申し上げておきたいと思います。

国のコロナ対策給付金、これは2つの色があって、一つは国が実施を決めた給付事業を、国の政策ということですが、地方が肩代わりして実施するものと、地方が地域の実情で自らが実施する事業、それぞれに国費が使われていると解釈しております。

そこで、次の3つの項目については、国の事業、それをプラスアルファとして補うものとして、国が例示したものと捉えておりますが、誤ってありましたら、ご指摘をお願いいたします。

質問事項です。

1、子育て世帯支援特別給付金の児童1人5万円を上乗せする10万円の給付の検討について、これは先ほどの承認第6号の予算内容です。

子育て世帯生活支援特別給付金は、18歳以下の障害のある子供たちなどの低所得世帯、これは、住民税の非課税と家計の急変世帯、これらに対して1人5万円を給付する国の事業で、朝日村の該当者は44人と説明を受けました。先ほどの承認第6号で認めた専決の予算です。これをさらに手厚くするという検討です。

具体的に国が示しているのは、5万円を上乗せして10万円の給付をしたらどうか、そういったことの検討のことを言っております。

次の2番です。住民税非課税世帯の対象者の要件を緩和する検討、これは、先ほどの説明の中にありました補正予算では、非課税世帯1人10万円で50世帯500万円が計上されてお

ます。これも、この500万円というのは、非課税世帯に給付すると国が決めた事業、臨時特別給付金といいますが、これを村が国の方針どおり、委託された事務を進めるという内容です。

この中における要件の緩和という言葉がありますが、これは非課税という基準、国が設けておりますので、そこから外れる非課税世帯と同じような状態の方に給付金を使ったらどうかという国の提案です。

3番目です。生活困窮者が物価高騰においても生活必需品を購入できるよう、収入状況に応じた支援の検討、これは、上の2つの条件を外れた方を対象とした生活困窮者という言葉で表していると考えます。まさに、家計急変の逼迫した状態の方と考えます。収入状況に応じた支援の検討はされたのか説明してください。

以上お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、塩原議員の質問に対して、私のほうから答弁をいたします。

最初に、国が示した具体例について、村はどのように検討して、村民全員を対象とする1人1万円給付に至ったかの説明を求めますという項でございます。

議案提案説明の折にも、十分な質疑をしていただいたというふうに私は思っております。その時点でご理解がいただけなかったのかなということですが、村といたしましても、どのようにしたらいいかということで、国の示してくれたいろんな事例がございます。

その中では、特に運輸だとか農業だとかというキーワードがあるわけですが、当局、私たちとしましても、そういった方々と面談をするなり、検討するなり、いろいろ手を尽くしてきて、しかし、どう考えたらいいのかという最終結論は、例えばガソリンが高くなった、燃料費が高くなった、困るのは運輸だけではありません。一般の生活者の村民も全て同じです。

そして、農業関係におきましても、コロナが始まった2年半前から、いろんな各種支援金、国からの支援金が提案されるたびに、農業関係者とも十分協議をしましてまいりました。まだその時点では、対前年比何%の減になっているからとか、そういったことは、農業者はおかげさまで当てはまりませんで、まあまあ昨年並みという返事をずっといただいております。

その時点で一番困っていた方たちというのが、飲食業を中心とする、いわゆる国の政策と

して、ああいったところに3密を避けるということで、非常に飲食業界に対するマイナスの要素があったということで、本当に飲食業界の方たちには、対前年比何%減、または自営業の方たちも、対前年度比何%ということで、ちゃんと調査をして、それなりきの支援金を均等に支援をしてまいりました。

今回の原油価格・物価高騰に対しての今回のこの国のことですが、いわゆる参考として、いろんな、こういうのにも当てはまる、こういうのにも当てはまるという、本当に参考事例があります。でもそれは、結局全てにおいて許容されると、中身がですね、そういう我々は判断に至りまして、今の時点においては、先ほどもちょっと申し上げましたが、原油価格・物価高騰においては、村民全員が困っているマイナスの要素であるということで、考えて考えた末に、村民全員に渡したらどうかという結論に至ったということをご理解をいただきたいというふうに思います。

そういったことで、塩原議員の質問の内容にもありますが、5つの事例ということはありませんが、地域の実情に応じて、我々としては頭を悩ませてきて、ああいった結論に至ったということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 私、具体的に3項目挙げてありますので、担当課でどのように検討されたのか、ご答弁いただければと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） こういったことも、例えば1人5万円の上乗せというのは、近隣の自治体でも一つ、そういう事例がありました。私たちも、朝日だけで物事を見るんじゃなくて、ほかの近隣の市町村はどういう考えの下にやっているのかなということで、いろいろ調べて、ああいった結論に至ったわけではありますが、それはもういろいろです。地域の実情に合わせたということでもありますので、例えば子育て世帯の支援においては、これは小学校だけが、給食費を無料にする、そして、高校生には交通費の補助をする、そういったことを朝日はスタートさせております。

そのほかありますけれども、これは非常によいご提案をいただいたということで、今後の、例えばこういうこと、いよいよこれから今まで以上に一般の庶民に、または我々の生活に、

資材の高騰、物価の高騰、これがもっともっとボディブローのように効いてくるということになりますから、多分これからも国からの支援というのが、多分メニューとして出てくると思います。

それともう一つ、先ほどJAさんのほうからの嘆願書は、議会のほうでも、そういった方向で進めましょうということになりましたけれども、いよいよ来春の肥料から、まだ今は農協のストックで、何とか値上がり分を少しでもカバーできるということで動いているというお話を伺っておりますが、いよいよ来年からは倍、窒素リン酸カリのある一つの商品に関しては倍以上になるというような情報も得ておりますので、来年はそういったところを真剣に、どういったメニューをつくるかということをやらなくちゃいけないというふうに思っています。

ですから、今日、塩原議員からいただいたこれらの提案は、またそういった折に十分参考にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 今回の給付金の性格というものは、速やかに対応することによって、関係の方たちの事業なり生活が維持できる、そういったものがございます。

今後という言葉が村長のほうからございましたが、緊急直ちに対応しなければいけないコロナ対策給付金というふうに私は捉えておりました。その理由を申し上げます。

今、担当課から、それぞれ説明がなかったのは非常に残念です。そして、私、これから申し上げることについて、担当課の見解をお願いしたいと思います。

国は今回のコロナ給付金について、生活に困窮する方々、困窮する方々の生活支援という言葉を使っており、国の示した事例もそうした内容です。

私は、困窮という言葉が交付要件に使っていることに気を留めております。困窮という言葉の持つ意味です。どういう状態を指すか調べました。貧しさのために生活に苦しむこと、あるいは再就職に失敗して雇用保険の切れた人など、どうしたらいいか分からない困り果てた状態のこととありました。

私は、1人1万円の給付事業は、村全体でみんなで支え合おうという趣旨と解釈し、理解します。また、その必要性も認識しております。ただ国は、総合支援対策の筆頭に困窮する方々の生活支援と書いてあるため、何とか手だてを講じられないものかと考えます。

一昨日のタイムスの記事に注目しました。松本市の生活相談窓口まいさぼ松本の記事です。

令和3年度の相談件数が令和元年の3.5倍になり、生活相談件数が激増し、しかも、働き盛りの40代・50代が5割を占めたという内容でした。そして、その日に食べるものがなく、食料を直接渡したというケースもあったとありました。

まいさぼ松本は、生活困窮者や仕事が見つからず困っている人を対象とした相談窓口で、朝日村の相談窓口にもなっていると聞いております。

また、同じ日の記事は、塩尻市は子供の貧困割合が13.5%あると把握し、子供の貧困対策推進計画を策定したという記事でした。塩尻市は計画をつくるに当たり、昨年度、市内の小・中高生661件と児童扶養手当認定のひとり親家庭539件を対象に調査して把握したとありました。

村は、まいさぼ松本または村の社会福祉協議会等で、生活困窮者の把握はしておりますか。また、子供の貧困について、小学校、中学校、高校生の実態を把握しておりますか、伺います。把握してありましたら、数字など実態について説明してください。仮に把握していない場合は、その必要性をどう考えているか、併せて伺います。担当課、教育長、お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 住民福祉課、上條でございます。

それでは、生活困窮者に対する把握の状況でございますけれども、住民福祉課といたしましては、実際のところ把握はしておりません。生活困窮をされているということは、生活保護に近い方がという捉え方をしております。

もちろん相談の窓口は開いておりますので、ぜひともコロナの影響、また物価高騰によりまして生活が困窮されている方は、住民福祉課ばかりでなく、まいさぼのほう、また社会福祉協議会のほうにご相談に見えていただきたいと思います。

また、生活に困窮されて、生活資金を借りる窓口が社会福祉協議会のほうにございまして、そちらのほうへの資金の貸付けにつきましてはあると伺っておりますが、ちょっと件数までは聞いておりませんので、現在お話しできませんが、また後日聞いて、生活資金の貸付けに何件来たかということをご報告できるかと思っております。

生活困窮をするということは、一時金の給付金というのは確かに助かることと思っておりますけれども、生活困窮になる課題ですね、本人が抱える課題とかニーズというのは、やはり相談

を通してサポートできていくものだとも捉えておりますので、その辺をご理解いただきたい
と思います。

住民福祉課からは以上となります。

○議長（北村直樹君） 次に、百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私のほうからは、塩原智恵美議員のご質問にお答えしたいと思いま
すが、子供の貧困の調査をしているかというご質問でございますが、現状では把握をまだい
たしておりません。

ただ、子供の貧困につきましては、大変重く受け止めておりますので、この実態について
は、これから担当課とまた相談をしながら、その実態をどのように把握していくのか、また
考えていきたいと、そんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） それぞれご答弁いただきました。まだ把握はしていないというこ
とで。

国の給付金の目的とするところ、困窮という言葉、そこのところを受け止めて、施すべき
ところにこのお金が対応できることによって、救えるものは救えるということもあるかと思
います。相談ということは、また別のことだと思います。

私、実は社会福祉協議会に確認しました。まいさぼ松本の記事を読んで気になったんです。
あそこは松本市社会福祉協議会というところから委任を受け、ですよね、という、そういう
組織になっておりました。でありましたので、じゃ朝日村の社会福祉協議会ではどんな状態
になっているんだろうと思ったところです。

確認しましたところ、相談件数はコロナ前と比較して圧倒的に増えていると聞きました。
そして、参考になる数字をいただきました。先ほどの課長の答弁の中の資金の話ですね。

社協は生活資金貸付制度の取扱いの窓口になっております。福祉資金貸付制度は国の制度
で、コロナの影響で収入が減少し、ここにも使われております、生活が困窮する方に無利子
で資金の貸付けをするものです。

貸付け資金は2種類あり、一つは緊急小口資金、これは、緊急一時的に収入が減収し、収
入が減収するという言葉です、生活が困窮する世帯への貸付け、もう一つは総合支援資金で、

これは収入の減少ですね、こちらは減少という言葉を使っております。収入の減少や失業によって生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯への貸付け。

こうした制度を利用している方が、コロナ前は1人だったのが、令和2年と3年の2年間の累計は29件になっていると聞きました。社協の担当者は、埋もれていた人が見える化したと言っていました。

こういう数字も、困窮というための資金ですから、村はやっぱり考える必要、情報を取る必要があるのではないかと思うところです。

国が示した例示は、こうした人々の手だてを講じることができる生活困窮者対策、こう考えます。村長の見解はいかがでしょうか。

また、小・中・高生を対象とした調査、先ほど教育長から、進めるというお話がございましたが、調査をする必要があるということをご答弁いただきましたが、社協など福祉関係者との情報の交換など、実態の把握を早急に進めて手だてを講じないと、大変なことになると思いますが、ご見解を伺います。

私、ここで申し上げたいのは、JAの嘆願ですね、あれは農業者支援ということで、村のほうも前向きに考えているということをお伺いしました。それが求めている時期というのが年内ということでした。それと同じテーブルに、直ちに困窮者の把握の実態に努めていただいて、のせていただきたいと思うところです。村長のご見解をお願いします。

○議長（北村直樹君） 塩原議員、ただいまの質疑は4回目でございます。

○10番（塩原智恵美君） いえ、3回目です。

〔「今のが3回目」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 大変失礼いたしました。

それでは、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 社協とのヒアリング、ありがとうございます。私たちが常にアンテナを張っているつもりなんです、その1人が二十何人という話は今初めて聞きましたので、ありがとうございます。

それで、先ほども申したとおり、ご提案の1、2、3というのは、今後、今後、今後としか言えませんので、なるべく早く、そういうグッドなタイミングがきたら、考えていきたいというふうに思います。

○議長（北村直樹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第6、発議第2号の議案を上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第7、ただいま提出されました発議第2号の提案理由の説明を求めます。

この際、お諮りします。発議第2号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされております。採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則

第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第2号の議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第8、議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時39分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時41分

○議長（北村直樹君） それでは、本会議を再開いたします。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第9、発議第2号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第2号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

本案は、先ほど修正した文章の原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第11、閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

各委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第12、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長より、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君） ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、一般会計補正予算案の審議、そして、原案どおり可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

4回目の新型コロナワクチン接種が7月23日より、いよいよまた始まります。3回目の接種から5か月が経過した満60歳以上の方から順次接種券をお送りいたしますので、お待ちをいただきたいと思います。

また、18歳から60歳未満の方は、基礎疾患のある方が対象となっております、希望される方が接種を行うことができます。

村民の皆様方には、引き続き感染予防対策の徹底をお願いをしたいと思います。そして、議員の皆様方におかれましても、ご自愛をされ、朝日村発展のため、ご尽力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

どうも今定例会ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年朝日村議会6月定例会を閉会といたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時46分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員